

平成 27 年度～平成 36 年度

国分寺市  
地域福祉計画



平成 27 年 9 月  
国分寺市



## はじめに

国分寺市は、これまで分野別計画として高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに個別の計画を策定し、それぞれの計画目標の実現に向けて福祉の充実に努めてきました。しかし、従来の対象分野ごとの縦割りの仕組みでは、複雑・多様化する様々な生活課題を解決することはできません。



そこで、第四次国分寺市長期総合計画の実現に向けた福祉保健分野の横断的・包括的な計画として、地域福祉を総合的に推進する地域福祉計画とともに高齢者、障害者、子どもの分野に、新たに健康の分野も含めて同時に策定を進めてまいりました。

地域福祉計画の策定、そして4つの個別計画を同時に策定することは初めての取組であり、市民の皆様の御意見をお聞きしながら丁寧に進めてまいりました。

地域福祉計画の目的は、だれもが住み慣れた地域で、安心して幸せに暮らし続けられるまちの実現です。

その実現のために、基本理念を「だれもが 共に認め 支え合い 自分らしく暮らせるまち」とし、4つの重点施策・テーマ、具体的施策を掲げました。また、市としても、地域福祉の推進のため、様々な既存の施策のほか、新たな取組を計画に位置付けました。

これらの取組を進めることで、「国分寺市に住んでいて良かった。これからも住み続けたい。」とっていただけるよう、市民の皆様、地域の皆様とともに、地域福祉の推進のため取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、平成25年度から2箇年にわたり、国分寺市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様から貴重な御意見・御助言をいただきました。また、関係団体・事業者の方々や市民の皆様には、アンケート調査に御協力をいただき、さらに市民ワークショップ、関係団体懇談会、市民説明会、パブリック・コメントなどを通じて様々な御意見をいただきました。

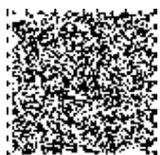
改めて、本計画の策定に御尽力をいただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

平成27年9月

国分寺市長

井澤邦夫



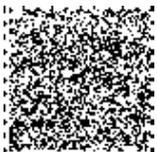


# 目次

国分寺市が目指す地域福祉 .....	1
<b>第1章 地域福祉計画について .....</b>	<b>3</b>
1 地域福祉計画策定の趣旨 .....	4
2 地域福祉計画の基本的な考え方 .....	5
3 計画の位置付け .....	8
4 計画の期間 .....	10
<b>第2章 地域福祉をめぐる国分寺市の現状 .....</b>	<b>11</b>
1 国分寺市の現状と課題 .....	12
<b>第3章 地域福祉計画の基本理念・基本目標と施策体系 .....</b>	<b>23</b>
1 計画の基本理念 .....	24
2 基本目標 .....	25
3 施策体系 .....	26
4 重点施策・テーマ .....	27
(1) 地域福祉の担い手の育成 .....	27
(2) 地域包括ケアの推進 .....	29
(3) 福祉の総合的な相談窓口の体制整備 .....	31
(4) 避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援 .....	32
<b>第4章 地域福祉計画の展開 .....</b>	<b>35</b>
1 共に支える地域づくり .....	36
(1) 地域福祉を担う人材の育成と活用 .....	36
(2) 地域福祉活動の推進 .....	38
(3) 福祉と人権意識の高揚 .....	40
2 暮らしを支えるサービスの充実 .....	42
(1) 必要な福祉サービスが利用できる仕組みづくり .....	42
(2) 福祉ニーズへの総合的・専門的な対応の仕組みづくり .....	44
(3) 虐待やいじめ等の防止と権利養護の推進 .....	46
(4) 生活困窮者への自立支援 .....	48
3 安心して暮らせる環境づくり .....	50
(1) 安心して生活できる環境づくり .....	50
(2) 市民生活の安全安心の向上 .....	52



<b>第5章 地域福祉計画の推進</b> .....	55
1 計画の推進体制.....	56
2 評価体制.....	57
<b>資料編</b> .....	59
1 国分寺市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	60
2 国分寺市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	63
3 国分寺市地域福祉計画策定検討委員会設置規程.....	64
4 国分寺市地域福祉計画策定検討委員会委員名簿.....	65
5 計画策定の経過.....	66
6 市民ワークショップの概要.....	69
7 関係団体懇談会の概要.....	71
8 社会福祉法の抜粋.....	72
9 アンケート調査の概要.....	74
10 用語解説.....	81



# 国分寺市が目指す地域福祉



国分寺市では、人と人とのふれあいを大切にし、市民同士がつながることによって、互いにいたわり、気づかい、支え合える地域福祉を推進していきます。

そのためには、市民一人ひとりが自らできることを考え、活動することや、支援を必要としている方と支援したい方をつなぐこと、地域にある様々な資源を結びつけることが必要となります。

この計画を通じ、行政による福祉サービス\*に加え、地域福祉を推進させ、すべての市民が思いやりをもって互いに認め支え合い、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

## 基本目標 1

共に支える  
地域づくり

### 地域福祉の担い手の育成 【「(仮称)地域福祉推進協議会」の設置】

地域福祉を推進するためには、その担い手となる、互いに認め合い、支え合える人づくりが重要です。そのため、市民や各種団体が、自らができる地域福祉を考え、話し合い、目標を定める場として、「(仮称)地域福祉推進協議会」を設置します。地域福祉の担い手となる方々の情報交換や情報共有の場とするとともに、新たな担い手の育成につなげます。  
⇒27～28 ページ 重点施策・テーマ「地域福祉の担い手の育成」

## 基本目標 2

暮らしを支える  
サービスの  
充実

### 地域包括ケアの推進 【市民一人ひとりが主役のネットワーク】

子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、適切な支援を切れ目なく提供することのできる、地域包括ケアを推進します。そのためには、地域の様々な専門機関や団体等（民生委員・児童委員\*、自治会・町内会など）との相互の連携を図り、支援を必要としている方と支援したい方をつなげられるよう、重層的なネットワークを築き、地域で支える基盤を強化します。  
⇒29～30 ページ 重点施策・テーマ「地域包括ケアの推進」

### 福祉の総合的な相談窓口の体制整備 【安心して相談できる窓口体制】

昨今の経済情勢や核家族化、少子高齢化などから、相談内容は複雑多岐にわたり、複合的な課題を抱えた相談者が増えています。そのため、相談窓口のあり方について、様々な視点からの要望があり、総合的な相談窓口の体制整備が求められています。様々な課題と、これまでの検討経過を踏まえ、市民が安心して相談できる窓口の体制を整備します。  
⇒31 ページ 重点施策・テーマ「福祉の総合的な相談窓口の体制整備」

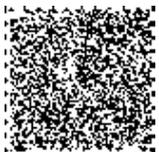
## 基本目標 3

安心して  
暮らせる  
環境づくり

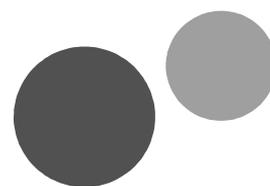
### 避難行動要支援者\*（災害時要援護者\*）への支援 【地域での取組が大きなカギ】

市では、災害時にできる限り犠牲者を出さないようにするため、自力又は家族等での避難が困難な方を対象に、地域の支援者が安否確認や避難の介助等を行う災害時要援護者登録制度\*を設けています。  
この制度は、地域の方々の協力により成り立つものであり、市の取組とともに、日頃からの地域での取組が大きなカギとなります。  
法改正による避難行動要支援者登録制度への移行を進め、制度の周知を図るとともに、支援者が活動しやすいように運用していきます。  
⇒32～33 ページ  
重点施策・テーマ「避難行動要支援者(災害時要援護者)への支援」





# 第1章 地域福祉計画について



# 1 地域福祉計画策定の趣旨

## ◇背景◇

今日のわが国では、平均寿命の延伸による長寿化と、晩婚化や未婚化などによる少子化により、人口構成が大きく変化してきています。

また近年、少子高齢・人口減少社会への突入、更には経済情勢の悪化や人間関係の希薄化などを背景に、生活不安とストレスが増大し、青少年や中年層の自殺、ニートやホームレス、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、虐待\*、ひきこもりなど、かつては想像もできなかったような社会問題が発生しています。特に最近では、孤立死の問題や認知症\*高齢者の所在不明問題がマスメディアで大きく取り上げられ、地域での見守りや連携が一層重要となっています。また、東日本大震災の発生により、高齢者や障害者などの避難行動要支援者（災害時要援護者）の把握と支援方法の確立の必要性が再認識されています。

一方で、ボランティアやNPO\*などの市民活動は活発化しており、自主的に福祉的な活動を展開する動きも活発になっています。

複雑・多様化している社会問題や生活上の様々な課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また市民相互の助け合いだけでも対応することはできません。

生活上の課題はいつでもだれにでも起こり得るもので、困ったときに助けてほしいと言えて、困ったときに助けてくれる人や支え合いがあるような「つながり」のある地域社会を築くことが求められています。

市は「つながり」を持つ機会を設定することはできますが、お互いに気づかい、思いやる気持ちを育むことは、市民自らの努力や活動から生まれるものです。

市民一人ひとりが、地域生活の中で「人と人とのつながりを持つ方が幸せに暮らせる」という価値観を共有し、普段から地域でのつながりを持つことが地域福祉を推進させることとなります。

行政による福祉サービスの充実に加え、地域における市民同士のつながりによって、互いにいたわり、気づかい、助けられたり助けたりする温かみのある地域で、可能な限り健康で、安心して幸せに暮らし続けられるまちづくりが求められています。





## ◇目 的◇

市の第四次国分寺市長期総合計画\*後期基本計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）では、「健康で文化的な都市一住み続けたいまち，ふるさと国分寺一」を将来像として掲げ，現在国分寺市に住んでいる市民が生涯にわたって住み続けたいと思うまちづくりを目指しています。

市ではこれまで，高齢者，障害者，子どもなどの対象者ごとに個別の計画を策定し，それぞれの計画目標の実現に向けて福祉の充実に努めてきました。

しかし，地域における様々な生活課題に対応するためには，行政による福祉サービスの充実のみならず，行政・市民・事業者等が協働\*し，公的なサービスと市民の自発的な福祉活動を連結して機能させることが必要です。

このことから，様々な生活課題があっても，子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらずだれもが住み慣れた地域で，安心して幸せに暮らし続けられる地域社会の実現を具体化させるための計画として，地域福祉計画を策定します。

## 2 地域福祉計画の基本的な考え方

### （1）地域福祉とは ～なぜ今，地域福祉なのか～

地域での人と人とのつながり，人々の地域への帰属意識が低下するなど，地域社会の脆弱化が進行している一方で，地域における生活課題は，多様化・複雑化してきています。

電球の交換やごみ出しを頼める人がいない，買い物に行くことはできても，買った物を持って歩けない，一人暮らしが寂しいという心の問題，被害の自覚がなく不要なものを購入させられる悪質商法の被害といったことから，孤立死や自殺等の生命にかかわる問題，身体が不自由な人や乳幼児のいる家庭の災害時における避難・生活支援への対応など，市民にとっては，地域での普通の暮らしを妨げるものが生活課題となります。

それは，暮らしのあらゆる場面で起こり得るものであり，また，年をとることなど時間の経過によって，今は支援を要しない人も含め，だれにでも起こり得るものです。

今後，一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は増加し，また情報化社会の進展により，人と人とがふれあう機会の減少によって人間関係を希薄にし，「無縁社会」「孤立社会」の様相は，ますます拡大するものと予想されます。

こうした状況は多様な生活課題をますます生じさせますが，一方で持続可能な社会保障制度を目指しサービスの重点化・効率化も求められており，行政との協働の下に市民同士の支え合い，助け合いなどにより，市民が心豊かに暮らすことができるまちをつくらなければなりません。



「地域福祉」とは、だれもが住み慣れた地域で、安心して幸せに暮らし続けられるよう、人と人とのつながりや支え合いによってできる「地域の幸せ」です。

互いに認め合い、支え合える人づくり、地域づくりを進め、公的な支援や地域にある様々な資源を結びつけて、生活課題を解決又は軽減し、地域の中で市民が共生できるまちづくりを進めることです。

## （２）計画策定の視点

「地域福祉計画」の目的は、だれもが住み慣れた地域で、安心して幸せに暮らし続けられるまちの実現です。この目的を達成するために、「総合化」と「市民参加」の二つの視点から計画の策定を行います。

まず、「総合化」についてです。

これまで市では、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、それぞれの対象分野ごとに個別に計画を策定してきましたが、従来の対象分野ごとの縦割りの仕組みでは、複雑・多様化する生活課題を解決することはできません。また、市民の生活課題に対応するためには、福祉施策のみならず、その他のまちづくりの各施策との連携も求められます。

よって、個別計画を包含し、従来の制度ごとの縦割りの仕組みを市民の地域生活の視点から横断的に連携し、総合的に推進させる必要があります。

次に、「市民参加」についてです。

「地域福祉計画」策定の目的の実現には、病気であっても障害があっても高齢で要介護の状態であっても、地域社会から孤立することがなく、地域社会の一員として当たり前前の普通の暮らしができるようなノーマライゼーション\*の地域社会の実現が前提であり、そのためには、市民の「意識」の改革が求められます。

また地域福祉計画は、市がサービスを供給する仕組みを定めるのではなく、様々な生活課題について、市民一人ひとりの努力（自助）、市民同士の支え合い（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取組を築いていくための計画となります。

したがって、地域社会の一員である市民が、ノーマライゼーションの地域社会の中で、生活する上での様々な問題を自らの力や協働のもとに解決していくという意識を培うためには、計画の策定とその実施への市民の参加は欠かせないものとなります。



## ■「自助」、「共助」、「公助」のイメージ



### (3)「地域」の考え方

「地域」とは、子どもから高齢者までそれぞれの世代に合った生活や活動範囲の違いによって様々な捉え方ができます。市の個別計画で示されている地域の範囲は、効率的で効果的な施策・事業が展開できるよう「自治会・町内会」や「小学校区」「中学校区」、「高齢者の地域包括支援センター\*の区域」など様々に設定されています。

しかし、「地域福祉」を考える上で「地域」とは、人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を築いていこうとする範囲となることから、固定的あるいは限定的に捉えることなく、それぞれの範囲内での多様な活動を育成し、市域全体への活動の発展や広がりを妨げないよう柔軟に対応していく必要があります。

こうしたことから、この計画では市域全体をひとつの「地域」として考えますが、地域の生活課題や実情に応じて、「自治会・町内会」や「小学校区」、「中学校区」など身近な地域について、重層的、かつ柔軟に対応していきます。



## 3 計画の位置付け

### (1) 計画の法的根拠

「国分寺市地域福祉計画」は、地域福祉を総合的に推進する総論であり、また社会福祉法\*第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

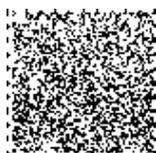
参考 資料編 72～73 ページ

- 社会福祉法の抜粋
- 地域福祉計画についての国の通知等

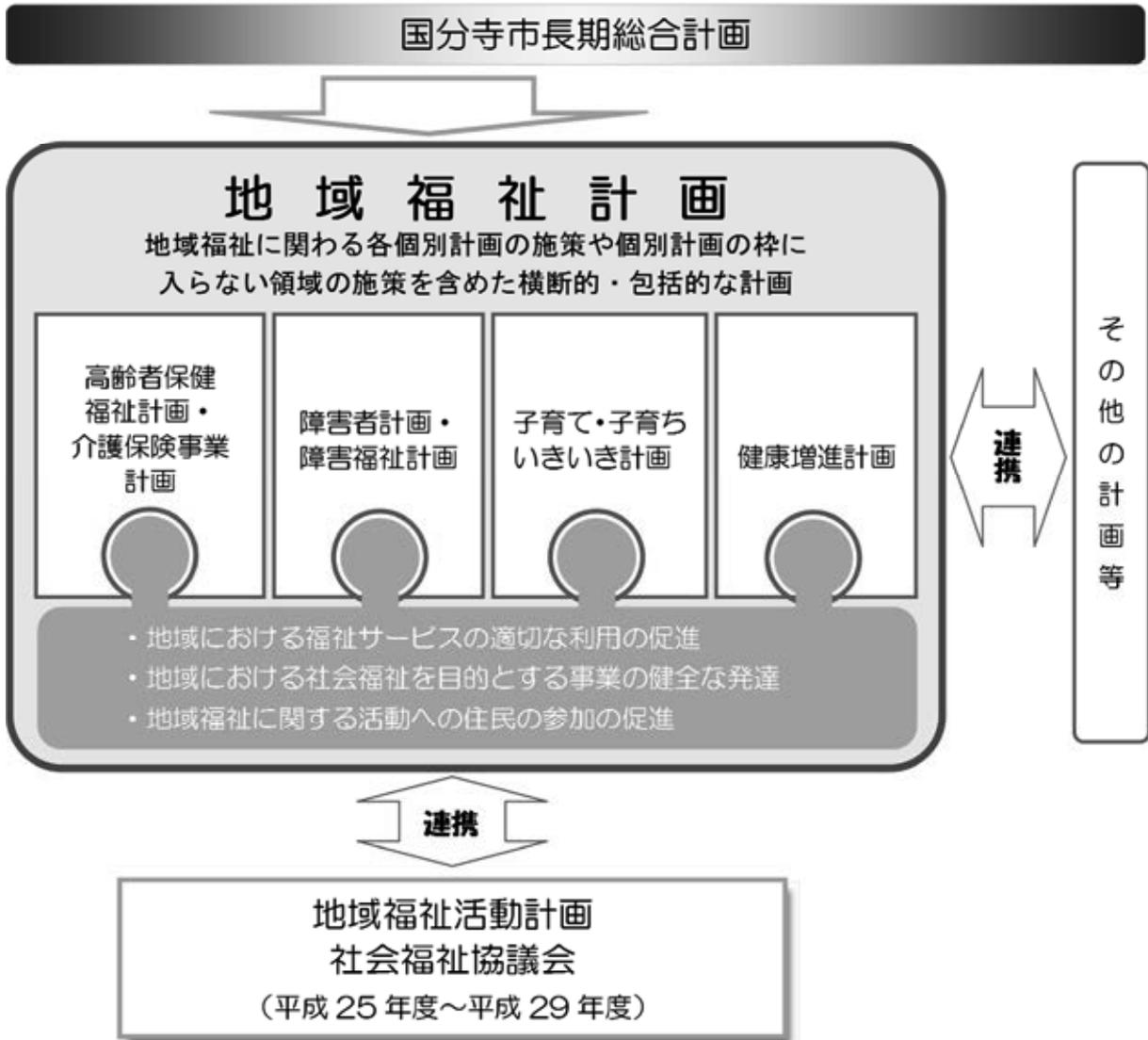
### (2) 各種計画との関係

「地域福祉計画」は、上位計画である国分寺市長期総合計画との整合を図るとともに、福祉保健分野の個別計画と理念を共有し、連携を図ります。また、地域福祉に関わる各個別計画の施策や個別計画の枠に入らない領域の施策を含め、横断的・包括的な計画とします。更に、福祉保健分野だけでなく、文化・教育、都市基盤など、市の様々な計画等と連携を図ります。

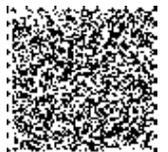
また、社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会\*が策定した「地域福祉活動計画\*」は、市民の福祉活動及び地域福祉の実現を支援するための活動の内容を具現化したものであり、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定されていることから、相互に役割を分担しつつ、連携を図りながら地域福祉を推進していきます。



## ■各種計画との関連



※この図は、平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」を参考に作成しました。



## 4 計画の期間

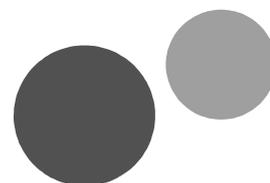
この計画の期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。  
 ただし、国や都などの動向を踏まえ、また社会情勢、福祉関連制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するよう必要に応じて、計画の見直しを行います。

### ■計画の期間

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	...	平成 36 年度
国分寺市 長期総合計画	第四次 長期総合計画（後期） 平成 24 ～ 28 年度					（仮）第五次 長期総合計画 平成 29 年度～					
地域福祉計画	従来の 地域保健福祉計画			地域福祉計画 平成 27 ～ 36 年度							
高齢者 保健福祉計画	高齢者保健 福祉計画 第 5 期介護保険 事業計画 平成 24 ～ 26 年度			高齢者保健 福祉計画 第 6 期介護保険 事業計画 平成 27 ～ 29 年度		高齢者保健 福祉計画 第 7 期介護保険 事業計画 平成 30 ～ 32 年度		高齢者保健 福祉計画 介護保険 事業計画			
介護保険 事業計画	第 5 期介護保険 事業計画 平成 24 ～ 26 年度			第 6 期介護保険 事業計画 平成 27 ～ 29 年度		第 7 期介護保険 事業計画 平成 30 ～ 32 年度		介護保険 事業計画			
障害者計画	第 2 次障害者計画 平成 22 ～ 26 年度			第 3 次障害者計画 平成 27 ～ 32 年度					障害者計画		
障害福祉計画	第 3 期障害福祉計画 平成 24 ～ 26 年度			第 4 期障害福祉計画 平成 27 ～ 29 年度		第 5 期障害福祉計画 平成 30 ～ 32 年度		障害福祉計画			
児童育成計画	子育て・子育て いきいき計画（前期） 次世代育成支援対策 地域行動計画 （第二期） 平成 22 ～ 26 年度			子育て・子育て いきいき計画（後期） 次世代育成支援対策 地域行動計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画 平成 27 ～ 31 年度				子育て・子育て いきいき計画 次世代育成支援対策 地域行動計画 子ども・子育て 支援事業計画			
母子保健計画	次世代育成支援対策 地域行動計画 （第二期） 平成 22 ～ 26 年度			次世代育成支援対策 地域行動計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画 平成 27 ～ 31 年度				次世代育成支援対策 地域行動計画 子ども・子育て 支援事業計画			
健康増進計画						健康増進計画 平成 27 ～ 36 年度					



## 第2章 地域福祉をめぐる 国分寺市の現状



# 1 国分寺市の現状と課題

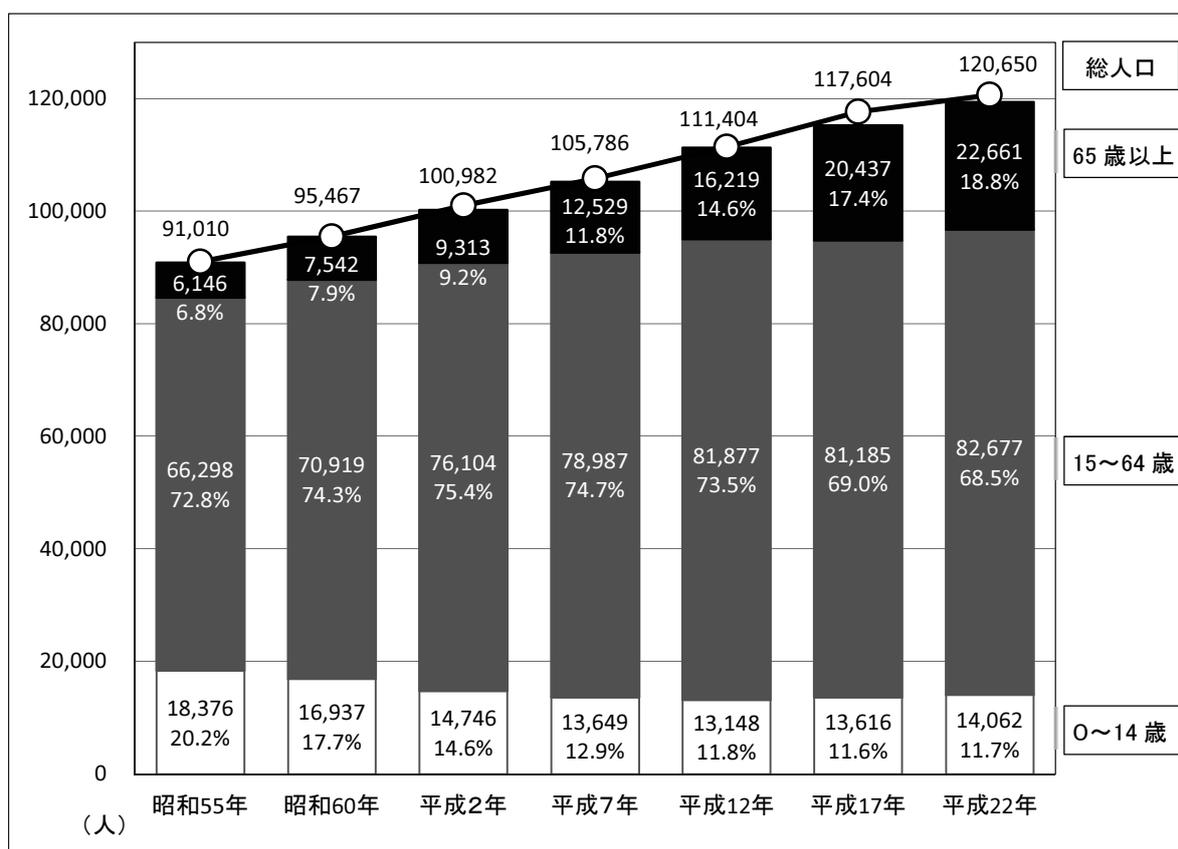
## (1) 人口構造の変化

### ①国勢調査からみた人口の推移

～ゆるやかに増加を続ける人口，少子・高齢化が進行～

- 国分寺市の人口は，昭和55年の91,010人から，平成22年には120,650人と，過去30年間におよそ30%増加し，現在もゆるやかに増加を続けています。
- 年齢別人口の推移を比率で見ると，昭和55年から平成22年までに，0～14歳の年少人口は20.2%から11.7%に，65歳以上の老年人口は6.8%から18.8%となり，少子・高齢化が進行していることがわかります。

■国勢調査による総人口・年齢別人口の推移



※各年齢別人口の合計値と総人口は一致しません（総人口に年齢不詳が含まれるため）

資料：国勢調査



- 各人口指標について見ると、昭和 55 年から平成 22 年までに、年少人口指数（子どもによる社会負担）は 27.7%から 17%と縮小傾向にあり、老年人口指数（高齢者による社会負担）は逆に 9.3%から 27.4%に拡大しています。
- 子どもと高齢者を合わせた従属人口指数は、過去 30 年間で 30%台から 40%台に拡大しつつあり、働く世代の負担が大きくなっていることが推測できます。なお、高齢化のスピードを表す老年化指数は、増加を続け、平成 12 年には高齢者の数が子どもの数を上回ることを示す 100%の水準を超え、高齢化に拍車がかかっている状況を示しています。
- 総世帯数は、昭和 55 年の 34,154 世帯から、平成 22 年には 57,775 世帯と、年々増加していますが、平均世帯員数は徐々に減少し、平成 22 年は 2.09 人と核家族化が進行していることを示しています。

### ■人口指標・世帯の推移

	年少人口指数	老年人口指数	従属人口指数	老年化指数	総世帯数(件)	平均世帯員数(人)
昭和 55 年	27.7%	9.3%	37.0%	33.4%	34,154	2.66
昭和 60 年	23.9%	10.6%	34.5%	44.5%	36,467	2.62
平成 2 年	19.4%	12.2%	31.6%	63.2%	41,426	2.44
平成 7 年	17.3%	15.9%	33.1%	91.8%	46,335	2.28
平成 12 年	16.1%	19.8%	35.9%	123.4%	51,102	2.18
平成 17 年	16.8%	25.2%	41.9%	150.1%	55,135	2.13
平成 22 年	17.0%	27.4%	44.4%	161.2%	57,775	2.09

資料：国勢調査

- ※《年少人口指数》＝0～14 歳人口÷15～64 歳人口×100  
 《老年人口指数》＝65 歳以上人口÷15～64 歳人口×100  
 《従属人口指数》＝（0～14 歳人口＋65 歳以上人口）÷15～64 歳人口×100  
 《老年化指数》＝65 歳以上人口÷0～14 歳人口×100

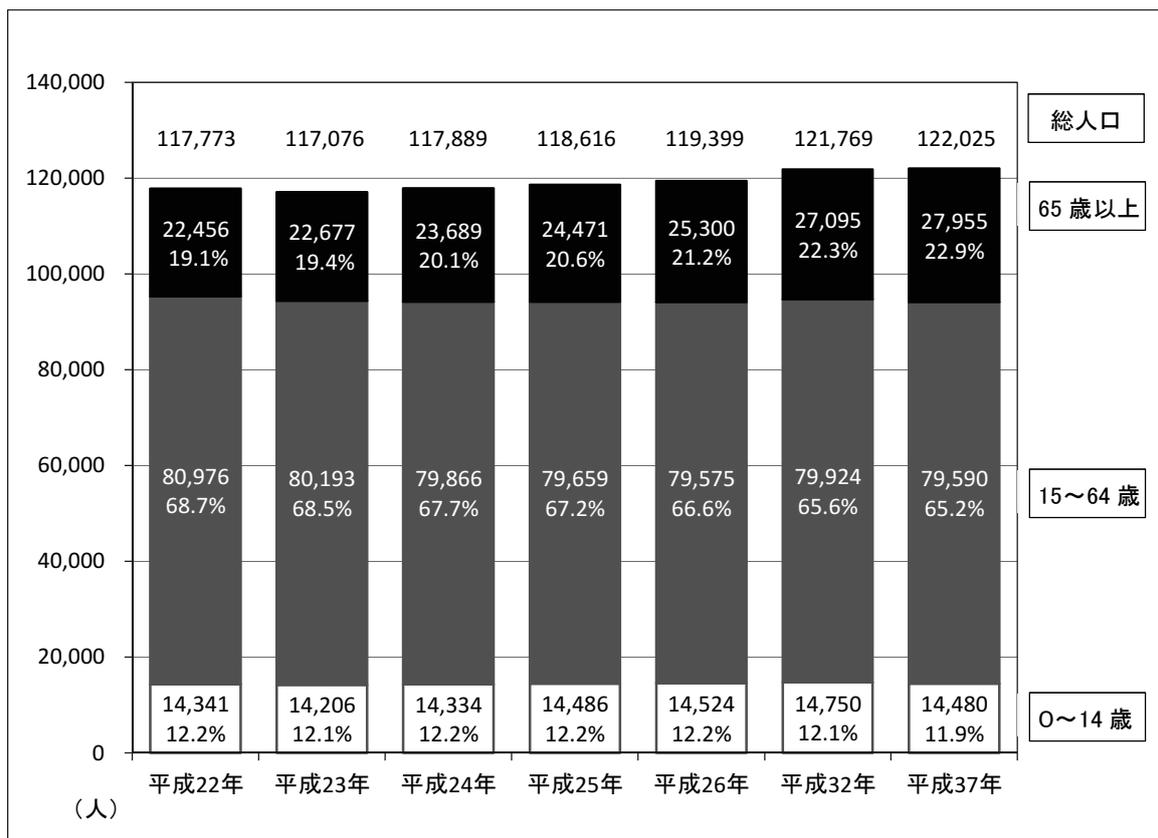


②住民基本台帳による人口からみた直近の人口の推移と将来推計

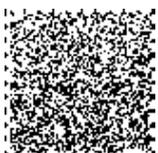
～少子高齢化の加速度的な進行が予測される～

- 住民基本台帳による人口の推移については、わずかな増減を繰り返しながら、微増傾向で推移してきており、平成26年10月1日現在では外国人も含めた総人口は119,399人となっています。
- こうした微増傾向から、コーホート要因法\*による将来人口推計では、今後も微増傾向が続くものと考えられます。
- 年齢別人口の推移をみると、これまで12%台の比率で推移してきた0～14歳の年少人口は、今後微減傾向が見込まれます。また、少しずつ減少傾向にあった15～64歳の生産年齢人口の割合は、今後も減少傾向が続くと考えられます。更に、65歳以上の老年人口は、平成24年に20%を超え、平成26年では、一般に「超高齢社会」と言われる21%以上の比率となっています。今後も高齢化率は加速度的に高まっていくと考えられます。

■住民基本台帳による年齢別人口の推移と将来推計



資料：市民課（平成26年までの実績値・各年10月1日現在）

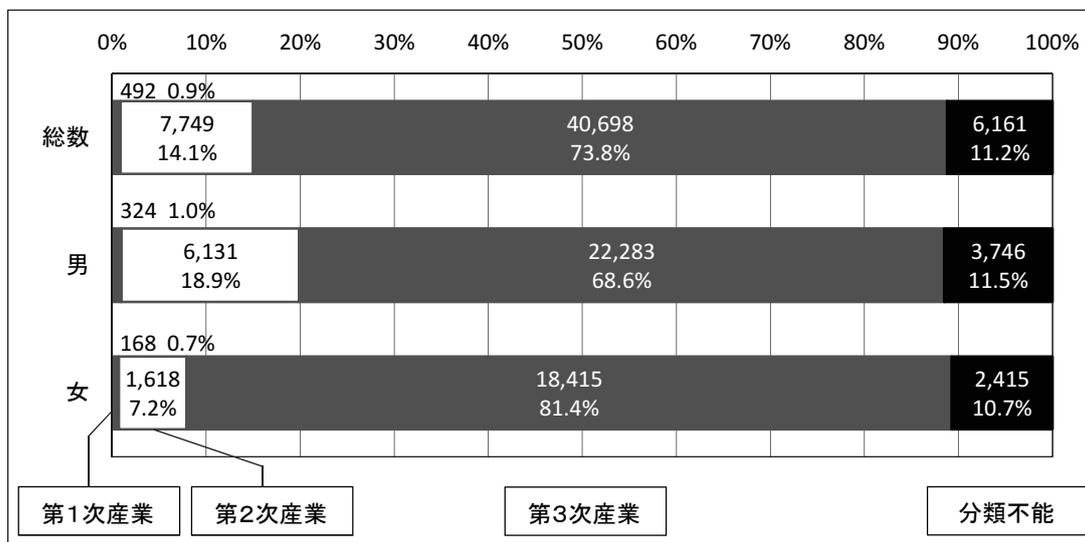


## (2) 就業構造

～第3次産業に特化した就業構造、特に女性で著しい～

- 男女とも第3次産業に特化した就業構造が見られ、特に女性は、第3次産業に就業している人が全体の81.4%と著しい傾向を示しています。

■産業分類別就業者数



資料：国勢調査（平成22年）

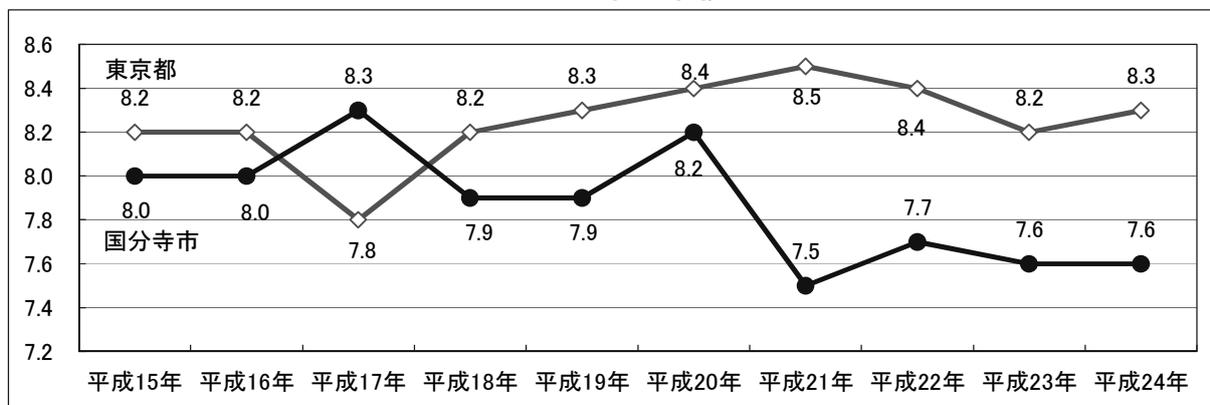
## (3) 福祉領域別の現状

### ①子ども

～近年は都平均よりも出生率は低い傾向～

- 市の出生率（人口千人対）は、平成21年からほぼ横ばい状態が続き、平成24年では7.6となっています。近年は都平均よりもやや低い傾向にあります。

■出生率の推移



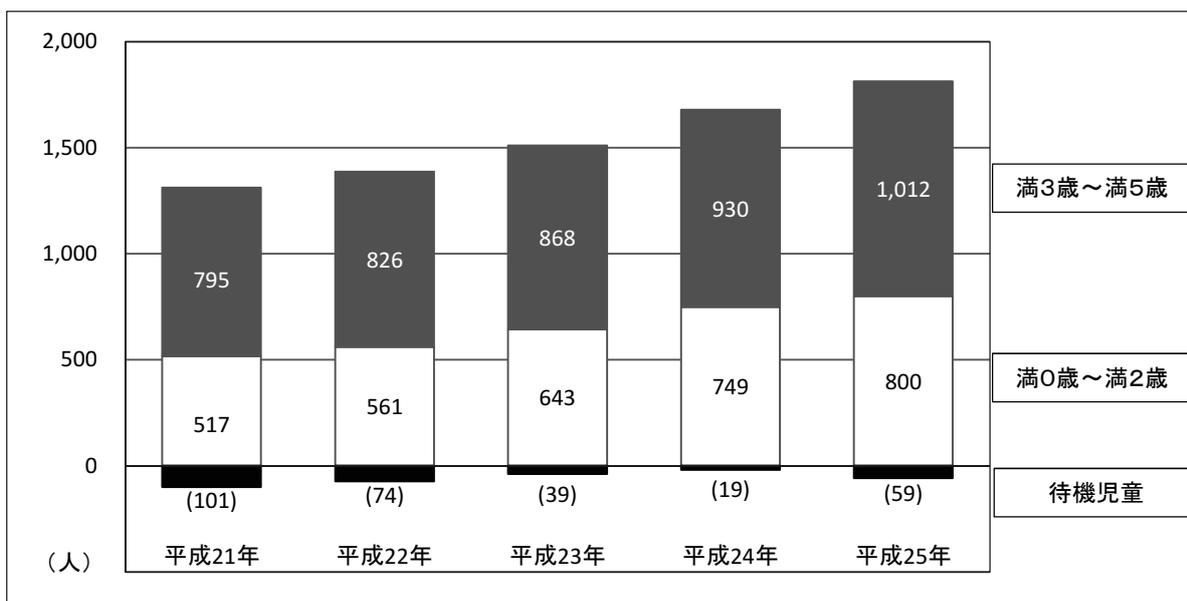
資料：東京都統計書（人口動態統計）



～増え続ける保育ニーズ～

- 市内保育園の園児数は、年々増加しており、平成21年の1,312人から、平成25年には1,812人と、過去5年間でおよそ38%の増加になり、保育所のニーズは高まっています。
- 市では、これまで待機児童解消のため、認可保育所\*を整備してきました。その結果、平成24年までは順調に待機児童を解消してきました。しかしながら、平成25年から再び増加しており、依然として保育所のニーズは強いといえます。

■市内保育園の園児数の推移

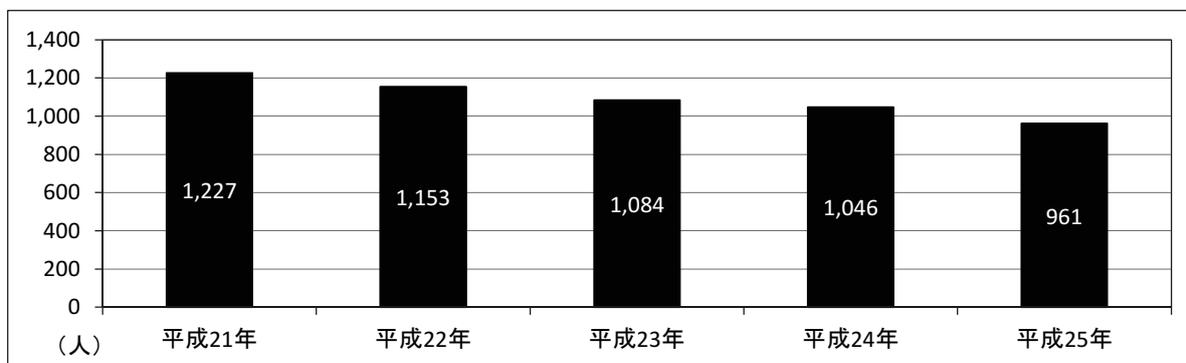


資料：子ども子育てサービス課（各年4月1日現在）

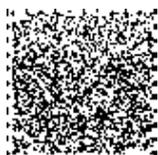
～保育園とは逆に減少傾向にある幼稚園～

- 市内幼稚園の園児数は、過去5年間で減少傾向にあり、平成21年の1,227人から、平成25年には961人と、およそ20%の減少になっています。

■市内幼稚園の園児数の推移



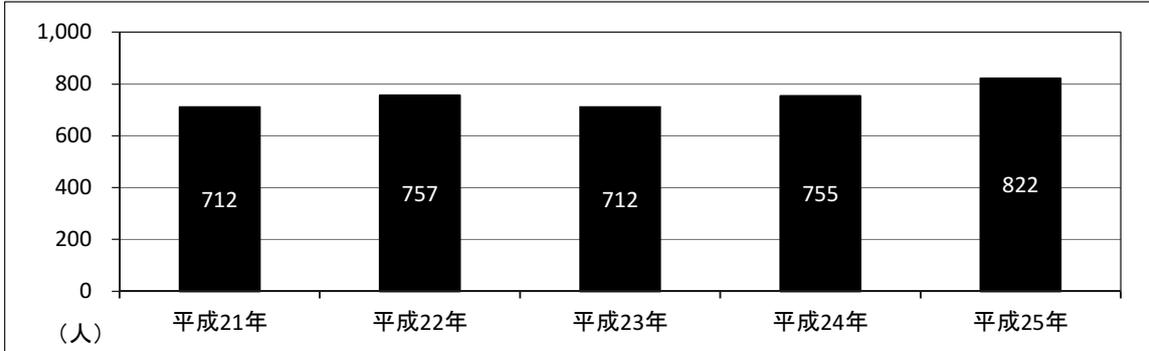
資料：子ども子育てサービス課（各年5月1日現在）



～増加する学童保育利用者～

- 学童保育利用者数は、過去5年間で増加傾向にあり、平成21年の712人から、平成25年には822人と、およそ15%の増加になっています。

■学童保育利用者数の推移



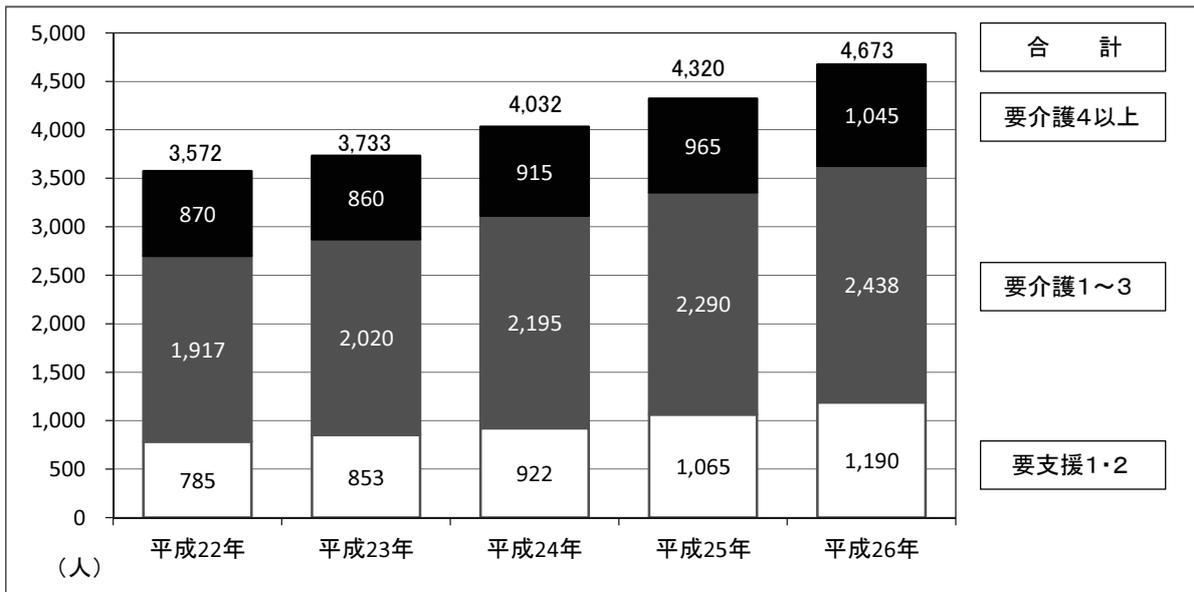
資料：子ども子育てサービス課（各年4月1日現在）

②高齢者

～増大傾向にある要支援・要介護認定者\*～

- 要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、平成22年の3,572人から、平成26年には4,673人と、過去5年間でおよそ30%増加しています。
- 要支援・要介護認定者の推移は、どの要介護認定度も増加していますが、特に要支援1・2の軽度認定者数の増加が顕著となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

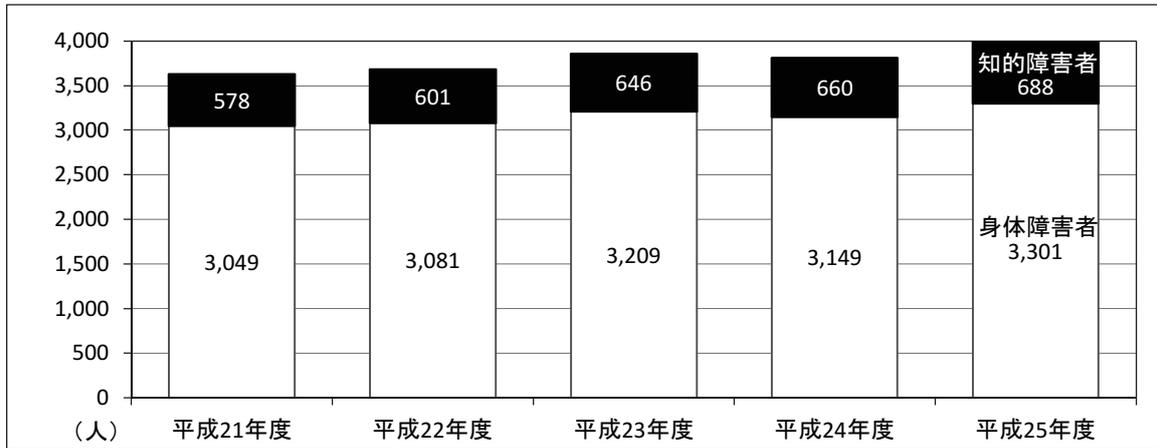


### ③障害者

～増加傾向にある身体・知的障害者～

- 身体障害\*者・知的障害\*者数は、過去5年間でゆるやかに増加を続けています。

■身体・知的障害者数の推移

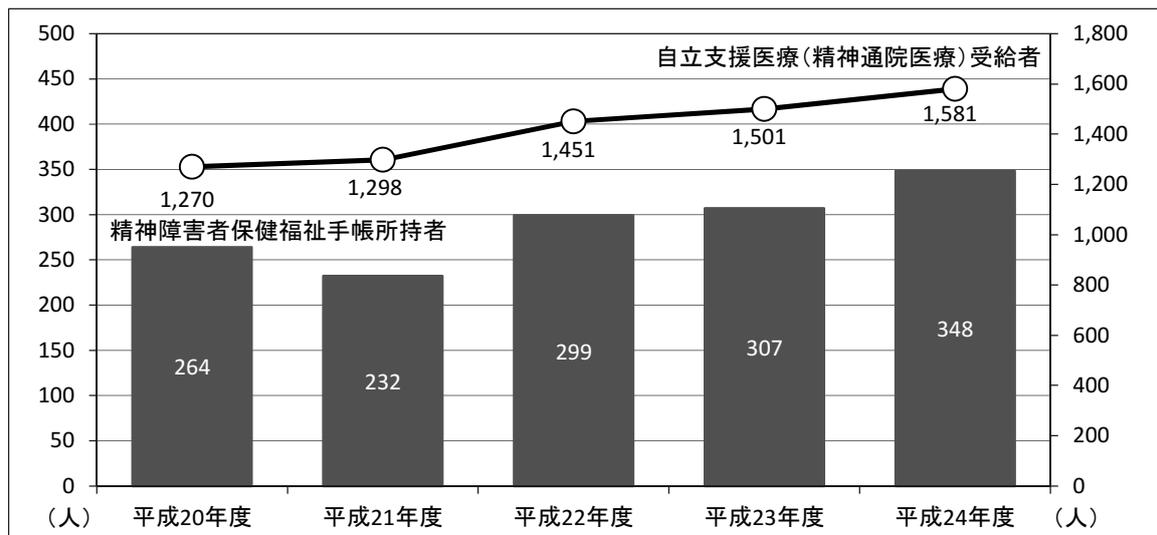


資料：障害者相談室

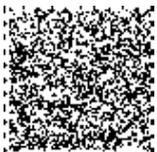
～急速に増加している精神通院患者，手帳所持者数も増加～

- 精神障害\*者保健福祉手帳所持者は、過去5年間でやや増加傾向にあります。一方、自立支援医療（精神通院医療）受給者は急速に増えており、平成20年度の1,270人から、平成24年度は1,581人と、過去5年間でおよそ25%増加しています。

■精神障害者数の推移



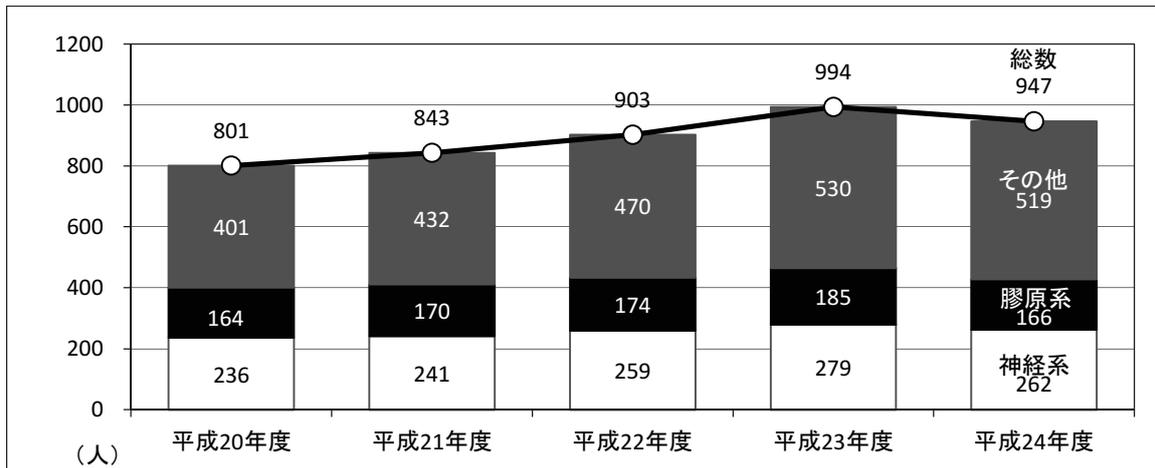
資料：東京都福祉保健局「福祉・衛生行政統計年報」



～平成 26 年 5 月に難病\*医療法が成立，今後認定患者数は増加へ～

- 難病医療費助成認定患者数は，過去 5 年間でゆるやかに増加しています。
- 平成 26 年 5 月に「難病医療法（難病の患者に対する医療等に関する法律）」が成立し，医療費助成の対象となる疾患が，現行の 56 疾患から 306 疾患に大幅に拡大されました。それに伴い，今後は認定患者数が増加すると見込まれます。

■難病医療費助成認定患者数の推移



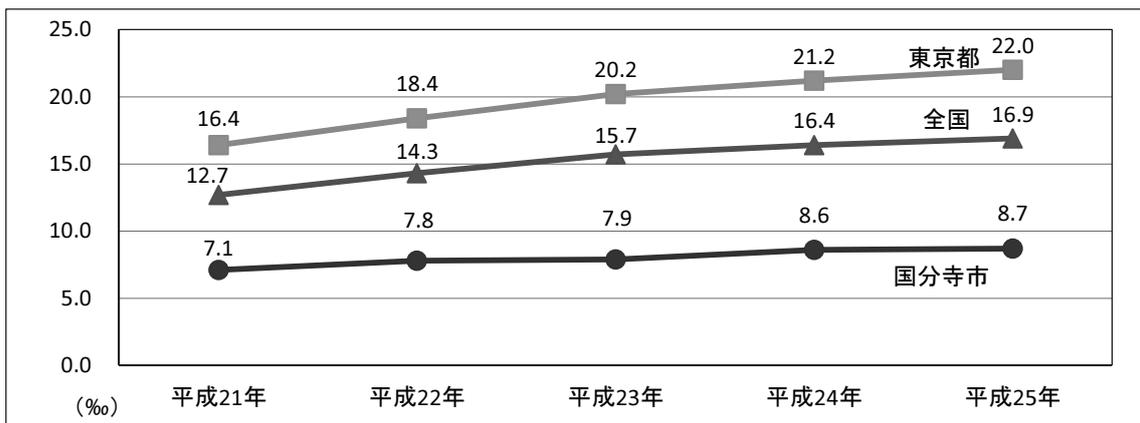
資料：東京都福祉保健局「福祉・衛生行政統計年報」

④生活保護

～都，国よりも低い水準だが，徐々に増加傾向にある生活保護～

- 生活保護率は，都平均や全国平均と比べると低い水準を維持していますが，平成 21 年度の 7.1%（パーミル）から，平成 25 年には 8.7%と，過去 5 年間で徐々に増加する傾向を示しています。

■生活保護率（世帯）の推移



資料：生活保護速報（国），福祉・衛生行政統計（東京都），市統計  
 ※各年 4 月 1 日現在（国・都は 1 月末現在）  
 ※ %（パーミル）とは，1000 分の 1 を 1 とする単位



## ⑤外国人

～微減傾向にある外国人登録者数～

- 外国人登録者数は、過去5年間で微減傾向にあり、平成25年には1,637人となっています。

### ■外国人登録者数の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
合計(人)	1,730	1,766	1,713	1,615	1,637

資料：市民課（各年10月1日現在）

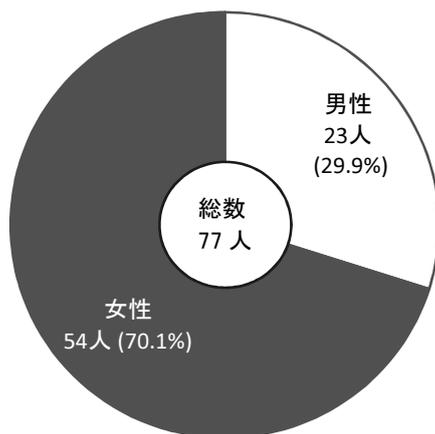
## （４）市民活動の状況

### ①活動状況

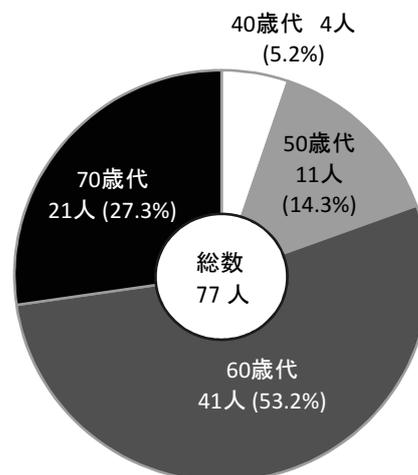
～60歳代、女性が多い民生委員～

- 民生委員の数は、平成26年現在で77人（定数79）、そのうち女性は54人と全体のおよそ7割を占めています。年齢別では、60歳代が41人（約53%）で最も多くなっています。

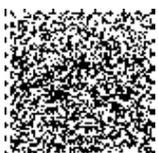
### ■民生委員数・男女別



### ■民生委員数・年齢構成別



資料：地域福祉課（平成26年4月1日現在）



～40%程度と高くない自治会加入率～

- 世帯数の増加に対し、自治会の加入世帯数は横ばい状態が続いています。そのため、自治会の加入率は、平成23年の41.1%から、平成25年には40.5%と、過去3年間でゆるやかな減少傾向を示しています。

■自治会加入状況

	世帯数（件）	加入世帯数（件）	加入率（%）
平成23年	55,709	22,878	41.1%
平成24年	55,967	22,733	40.6%
平成25年	56,374	22,849	40.5%

資料：協働コミュニティ課（各年12月現在）

～減少傾向にあるボランティア登録者数～

- ボランティアについては、登録しなければ活動できないというものでないため、実態数を把握することが難しく、ボランティア保険加入者数（延べ人数）は一つの指標にしかかなり得ませんが、平成21年の4,072人から、平成25年度には3,040人と、約1,000人減少しています。ボランティア活動センターこくぶんじ\*の登録団体数は、平成23年度までは増加していましたが、平成23年度の88団体をピークに、過去3年間では減少傾向にあります。
- 市民活動センターの利用登録団体数は、過去5年間では減少傾向にあります。

■ボランティア登録者数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ボランティア保険加入者数(延べ人数)	4,072	3,325	3,727	3,235	3,040
ボランティア活動センターこくぶんじ登録団体数	52	60	88	86	74

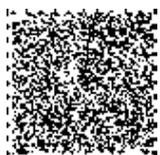
資料：国分寺市社会福祉協議会

■市民活動センター利用登録団体数

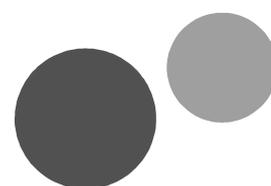
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録団体数	144	143	134	128	131

資料：協働コミュニティ課（各年5月31日現在）





# 第3章 地域福祉計画の 基本理念・基本目標と施策体系



# 1 計画の基本理念

すべての市民一人ひとりが健康\*で自分らしくいきいきと暮らせることはみんなの願いです。そして、だれもが地域で安全・安心に暮らすことができ、また性別・年齢、病気や障害の有無、所得や社会的地位等にかかわらず、個人として相互に尊重し認め合い、必要な福祉サービスが受けられるようなまちづくりが求められています。

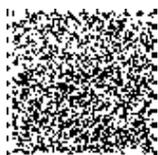
そのためには、人と人とのふれあいを大切にし、いつでもだれかに支えられ、まただれかを支えることができるような、思いやりのあるまちづくりを推進することが必要です。

この計画は、国分寺市に住み、働き、学び、活動する、すべての市民が自分らしい生き方ができ、思いやりをもって互いに支え合い、住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進するための計画です。

## 基 本 理 念

だれもが 共に認め 支え合い  
自分らしく暮らせるまち

\*健康とは、「病気でないとか、弱ってないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態であること」を言います。(WHO憲章、日本WHO協会訳)



## 2 基本目標

国分寺市は、基本理念に基づき、次の3つの基本目標を設定します。

**基本目標1：共に支える地域づくり**

**基本目標2：暮らしを支えるサービスの充実**

**基本目標3：安心して暮らせる環境づくり**

### 基本目標1：共に支える地域づくり

お互いに暮らしを支え合うことのできる地域をつくるため、市民活動団体\*やボランティアの育成など、地域福祉を担う人材の育成と活用を進めます。

また、社会福祉協議会との連携を基軸として、人と人とのふれあい、交流の促進、民生委員・児童委員の活動の充実、地域福祉活動団体\*への支援など、地域福祉活動の促進を図ります。

更に、学校教育や生涯学習における地域福祉に関する学習や人権意識の高揚を図ります。

### 基本目標2：暮らしを支えるサービスの充実

地域での暮らしを支えるため、だれもが適切に福祉関連の情報を入手・共有できるよう体制を整えるとともに、地域に密着したサービスの展開に必要な各種の福祉サービスを有効に活用できる仕組みづくりを進めます。

また、総合的な相談機能の充実など、福祉ニーズへの総合的・専門的に対応できる仕組みづくりの構築や、保健・医療・福祉の連携を図ります。

更に、あらゆる虐待等に対する防止対策や成年後見制度\*などの権利擁護\*の推進、生活困窮者への自立支援などに取り組みます。

### 基本目標3：安心して暮らせる環境づくり

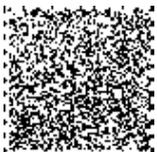
高齢者や障害者、子どもをはじめ、だれもが安全で安心して暮らせる環境を創出するため、施設・住宅環境のバリアフリー\*化、交通手段の確保を目指すとともに、防災・減災対策の推進、見守りなどの地域での支え合いの仕組みづくり、防犯や交通安全対策を推進します。



### 3 施策体系

基本理念・基本目標を踏まえ、これを実現するための施策体系を以下に示します。

基本目標		施策の柱		施策			
1	共に支える地域づくり	(1)	地域福祉を担う人材の育成と活用	①	ボランティアや市民活動団体の育成・養成		
				②	協働の推進		
		(2)	地域福祉活動の推進	①	地域住民の交流促進		
				②	民生委員・児童委員の活動の充実		
				③	地域福祉活動団体等への支援		
		(3)	福祉と人権意識の高揚	①	学校教育の場での福祉教育の推進		
				②	福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発		
		2	暮らしを支えるサービスの充実	(1)	必要な福祉サービスが利用できる仕組みづくり	①	市民にわかりやすい福祉情報の提供・共有
						②	地域に密着したサービスの展開
(2)	福祉ニーズへの総合的・専門的な対応の仕組みづくり			①	福祉ニーズに対する相談機能の充実		
				②	地域の福祉課題を発見する仕組みづくり		
(3)	虐待やいじめ等の防止と権利擁護の推進			①	あらゆる虐待やいじめ等の防止		
				②	権利擁護の推進		
(4)	生活困窮者への自立支援			①	暮らしを支える支援の充実		
3	安心して暮らせる環境づくり			(1)	安心して生活できる環境づくり	①	ユニバーサルデザイン*のまちづくり
		②	市内交通の利便性の向上				
		(2)	市民生活の安全安心の向上	①	防災・減災対策の推進		
				②	地域での見守り体制の充実		
				③	地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進		



## 4 重点施策・テーマ

この計画の実現を目指すため、市として特に推進を図ることが必要な取組として、4つの重点施策・テーマを設定します。基本理念・基本目標を踏まえ、次章に掲げる施策内容とも関連して取り組んでいきます。

### (1) 地域福祉の担い手の育成

#### 地域を取り巻く現状とアンケート結果

核家族化や地域意識の希薄化が進む中で、国分寺市でも自治会・町内会の加入率が平成23年の41.1%から25年の40.5%と、年々減少傾向にあります。身近な地域での交流が少ないことは、孤立につながり、地域の防犯、防災力の低下なども懸念されます。一方、アンケート調査では、近所付き合いの必要性について92.8%の人が必要と感じており、また福祉保健施策の充実に必要な取組としては、「地域の支え合いのしくみづくり」が最も多く、地域住民の支え合い、助け合いの重要性がうかがえます。また、ボランティア活動等への参加の意向は、取り組みたい意向のある市民は44.4%の結果となっており、特に学生においては、「できれば取り組みたい」に56.8%の回答がありました。

#### 地域福祉の担い手とその重要性

近所付き合いや地域の様々な団体の活動の中には、見守りやちょっとした手助けなどをボランティア活動や福祉活動として意識することなく、自然な形で支え合い、助け合いが行われ、地域住民の生活を支えているという一面があります。

また、ボランティア活動を行う団体やNPOなどの市民活動団体においては、福祉、教育、環境、まちづくりなど、それぞれの活動主体が独自のテーマや得意分野を持って、その専門性や柔軟性を生かした活動を行っています。活動の目的や取組は違っていても住みやすい地域づくりや地域での支え合いを担っている点では共通しており、学生による地域活動や自治会などの地域の防災組織といった福祉に限らない活動でも、地域の課題解決に結びついている場合があります。このように、様々な活動が地域福祉を推進するための重要な役割を果たしています。

#### 地域福祉の担い手づくり

このようなことから、身近な地域の中でだれもが地域の担い手となり得ることを再認識していただき、無理のない形のボランティアやちょっとした手助けができるよう啓発していきます。



また、多様な人材がボランティア活動に参加することが、地域の支え合い、助け合いにつながることから、公民館や地域センターなどを拠点とした地域連携、社会福祉協議会のボランティア活動センターこくぶんじや「ここねっと\*」との連携を強化し、地域福祉の担い手づくりを進めていきます。

更に、地域福祉の推進につながる既存の取組などを活用し、日中地域にいる学生や子育て世代、元気な高齢者などの人材を視野に入れ、担い手の育成に努めていきます。

また、市民、地域・団体が構成する「(仮称)地域福祉推進協議会」を設置し、地域福祉の担い手となる方々の情報交換及び情報共有の場のひとつとするとともに、新たな担い手の育成につなげていきます。

### 市職員の地域参加

市職員は「国分寺市民」であることを自覚し、地域行事やイベント等、地域づくりにかかわる場に積極的に参加し、地域の市民との絆を強めていきます。

職員の地域参加を進めることにより、市民目線を養い、職員としての資質向上を図るとともに、地域福祉の担い手づくりの支援につなげていきます。

#### ■関連する主な施策■

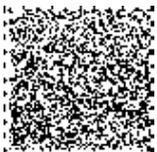
##### ●基本目標1 施策の柱(1)

施策①「ボランティアや市民活動団体の育成・養成」

##### ●基本目標1 施策の柱(1)

施策②「協働の推進」

……………36~38 ページ



## （２）地域包括ケアの推進

国が目指している地域包括ケアシステムを参考に、国分寺市の実情に合わせた地域の包括的な支援及びサービスの提供ができるよう、地域包括ケアを推進していきます。

### 国が目指している地域包括ケアシステム

介護保険制度における地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのことで、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位に構築することを想定しています。

この地域包括ケアシステムの構築は、「社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）」によると、地域の持つ生活支援機能を高めるという意味において「21世紀型のコミュニティの再生」と言われるとともに、地域ごとに形成されるサービスのネットワークは、高齢者介護のみならず、子ども・子育て支援、障害者福祉、困窮者支援にも貴重な社会資源となり、個人が尊厳を持って生きていくための、将来の世代に引き継げる貴重な共通財産となる、とされています。

### 国分寺市が目指す地域包括ケア ～市民一人ひとりが主役のネットワーク～

市では、国の言う「貴重な社会資源」を構成するものは、医療機関、介護やリハビリの施設のほか、地域包括支援センターや障害者、子ども分野の各種相談窓口などに加え、民生委員・児童委員、自治会・町内会、老人クラブ、NPO、PTA、ボランティアや趣味活動など地域で様々な活動をしている団体等も含まれると考えています。

国分寺市においても、こうした地域の社会資源を活用しながら、子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域包括ケアを推進していく必要があると考えます。

そのためには、地域の様々な専門機関や団体等との相互の連携を図り、支援を必要としている方と支援したい方をつなげられるよう、重層的なネットワークを築き、地域で支える基盤を強化していくことが重要です。

そして、ネットワークの構築には、市民一人ひとりが主役となって活動することが求められます。こうした意識を醸成するため、福祉に関わる情報や学ぶ機会を充実させ、社会参加に意欲的な高齢者の活用やボランティア等の各種活動を活性化し、地域の担い手づくりを進めていきます。

こうした取組を通じて、子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、身近な地域で自分らしく暮らし、ライフステージ\*に合った適切な支援を切れ目なく受けることができるよう、保健・医療・福祉の連携を図り、国分寺市の実情に合わせた地域包括ケアを推進していけるよう検討を進めていきます。



■関連する主な施策■

●基本目標2 施策の柱(1)

施策②「地域に密着したサービスの展開」

……………42～43 ページ

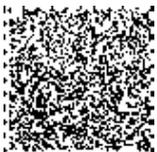
〔参考：介護保険制度における「地域包括ケアシステム」の概要〕

### 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。  
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



資料：厚生労働省HP「平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書」より



### (3) 福祉の総合的な相談窓口の体制整備

#### 現在の相談窓口

現在、市役所内の担当部署をはじめとし、様々な相談業務を行っています。更に、高齢者に関することは地域包括支援センター、障害者に関することは障害者センター\*、子どもに関することは子ども家庭支援センター\*やこどもの発達センターつくしんぼ\*などがあり、健康、健診などに関することは保健センター\*が相談業務を担っています。その他にも、東京都の機関である保健所や児童相談所などとも連携をしながら相談業務を行っています。

また、社会福祉協議会では、生活相談をはじめ、権利擁護や成年後見制度に関する相談業務を行っています。

更に、地域には地域の実情を把握している民生委員・児童委員がおり、身近な相談相手として日々、様々な相談に応じています。

#### 総合的な相談窓口の必要性

昨今の経済情勢や核家族化、少子高齢化などから、相談内容は複雑多岐にわたり、複合的な課題を抱えた相談者が増えています。そのため、市民からは、どこに相談したらよいか分からない方がまずは気軽に相談できる窓口や、課題解決に当たるための関係機関の連携強化やチーム、プロジェクト体制の必要性、相談から解決までのコーディネーター機能の必要性など、様々な視点からの要望があり、総合的な相談窓口の体制整備が求められています。

#### 相談窓口の整備

こうしたことから、第四次国分寺市長期総合計画・後期基本計画では、地域包括支援センター等を活用した地域密着の総合相談窓口の設置を掲げていますが、高齢者に関することが中心で、相談対象の拡大には、更なる相談員の体制、相談場所の確保など、様々な課題があり、実現に至っていません。

このような課題とこれまでの検討経過を踏まえ、市民が安心して相談できる窓口体制を整備します。

#### ■関連する主な施策■

#### ●基本目標2 施策の柱(2)

施策①「福祉ニーズに対する相談機能の充実」

……………44～45 ページ



## （４）避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援

### 災害時要援護者登録制度

市では、災害時に地域からできる限り犠牲者を出さないようにするため、自力又は家族等での避難が困難な方を対象に、地域の支援者（民生委員・児童委員，社会福祉協議会，国分寺消防署，国分寺市消防団，自治会・町内会の方々など）が安否確認や避難の介助等を行う災害時要援護者登録制度を設けています。「国分寺市地域防災計画」の中でも位置付けられ，庁内関係各課と連携を図りながら，運用をしています。

#### 災害時要援護者とは

災害発生時に自力又は家族等の支援のみでは避難が困難な方で

- ・ 65 歳以上で一人暮らしの方
- ・ 寝たきりで自力歩行が困難な方
- ・ 心身等に障害のある方
- ・ その他の理由で支援を必要とする方

### より良い支援を進めるために

平成25年に災害対策基本法が改正され，避難行動要支援者名簿の作成が市に義務付けられました。これを基に，より実効性のある避難支援体制の整備が求められています。このことから，国や都の動向，他の自治体の事例を踏まえ，現行の災害時要援護者登録制度を発展させ，制度の周知を図るとともに，支援者の拡大や見守りを行い，より実効性のある制度（避難行動要支援者登録制度）の構築を進めていきます。

### 地域での取組が大きなカギ

この制度は，地域の方々の協力により成り立つものです。大地震などの大きな災害が発生したときは，いろいろなところで火災が発生したり，家屋等の倒壊で道路が寸断されたりするため，消防・警察や市の救助活動が遅れる場合があります。災害が発生した場合に，この制度が円滑に機能し迅速な支援活動を可能にするためには，市の取組とともに，日頃からの地域での取組が大きなカギとなります。



更に、地域の支援者の方々が被災者になってしまうことも考えられます。災害時に救える命を救い、被害を最小限に食い止めるためには、隣近所での声掛け、助け合い、災害に対する知識や心構えを身に付けておくことなど、まずは日頃からの地域コミュニティづくりや地域における支援体制づくりを積極的に行うことが大切です。

いざというとき、一番に駆け付けられるのは隣近所の方々です。地域の一員である市民一人ひとりが、また地域が、それぞれの役割を認識し、行動する必要があります。



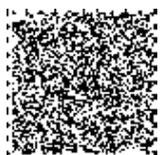
この制度は、地域の皆さんの協力により成り立つものです。災害時には、支援者の方々も被災者となり得ますので、できる範囲での御協力をお願いしていきます。まずは自分自身で、また地域で助け合うことが肝心であることを市民一人ひとりが意識しなければなりません。

■関連する主な施策■

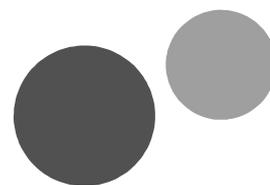
- 基本目標3 施策の柱(2)  
施策①「防災・減災対策の推進」

……………52～53 ページ





## 第4章 地域福祉計画の展開



# 1 共に支える地域づくり

## (1) 地域福祉を担う人材の育成と活用

### 【現状と課題】

- 平成 25 年 12 月に実施した地域福祉に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、市の福祉保健施策の充実に必要な取組について、「地域の支え合いのしくみづくり」が 31.5%で最も多くなっています。地域では、「向こう三軒両隣」の意識が薄れつつあり、自治会・町内会の加入率も年々減少傾向にあります。

一方で、近所付き合いが必要と感じるときについては、「火災や地震などのとき」が 90.3%と大半の回答となっており、災害時等の緊急時における近所付き合いの重要さがうかがえます。

現代の複雑・多様化する福祉ニーズや地域の生活課題に対して、地域住民同士の支え合い、見守り合い、助け合いを基本とした地域のかで解決していくことが求められています。

- アンケート調査では、今後のボランティア活動等への参加意向は、取り組みたい意向のある市民は 44.4%の結果となっており、特に学生においては、「できれば取り組みたい」に 56.8%の回答がありました。

このように市内には、地域での活動場所を求める市民も多く、これらの市民のボランティア意識を実際の活動につなげていくための体制整備が求められています。

- 多様な人材がボランティア活動に参加することで、地域福祉の支え合い、助け合う仕組みづくりにつながり、ひいては地域福祉を担う人材の育成が図られるものと考えられます。

### 【施策の方向性】

- 地域福祉を担う人材を育成するとともに、様々な福祉活動をされている方との連携・協力を図っていきます。
- 市民のボランティア活動の活性化のための環境整備や市民との協働による事業の促進を図っていきます。

### 【施 策】

- ①ボランティアや市民活動団体の育成・養成
- ②協働の推進



【施策内容】

主な施策の内容	それぞれができること		
	市民	地域・団体	行政
①ボランティアや市民活動団体の育成・養成			
<p>【地域福祉を担う人材の育成・養成】</p> <p>○様々な世代が気軽に参加できる研修会や講演会、体験などを通して、地域福祉の担い手となる人材を育成・養成します。</p> <p>また、将来の地域福祉の担い手となることが期待される若い世代に対して、ボランティア体験等を通じて、人材育成を行います。</p>	<p>○近所の方へのちょっとした手助けなど、自分ができることから始める。</p> <p>○研修会や講演会、イベント、自治会・町内会活動、ボランティア体験等に、積極的に参加する。</p>	<p>○様々な世代が気軽に参加できる研修会や講演会、ボランティア体験等を実施し、人材を育成・養成する。</p>	<p>○地域福祉を担う人材の育成・養成のため、社協*などと連携し取り組む。</p> <p>○職員のボランティア活動を支援し参加を推奨する。</p>
<p>【ボランティアや市民活動団体の活性化】</p> <p>○ボランティア活動センターこくぶんじや市民活動センターなどの拠点の機能を有効に活用し、団体間や行政と連携を深め、ボランティア活動や市民活動の活性化を図ります。</p>	<p>○ボランティア活動や市民活動の情報を収集する。</p> <p>○地域で活動している団体等の行事やイベントに積極的に参加する。</p> <p>○積極的にボランティアの力を借りる。</p>	<p>○ボランティア活動や市民活動のPRを強化していく。</p> <p>○事業者や社協などは、積極的にボランティア活動の機会を増やす。</p> <p>○ボランティアを「したい人」と「してほしい人」がより良い関係でつながれるよう、コーディネートする。</p>	<p>○ボランティア活動センターこくぶんじと連携し、情報提供を行う。</p> <p>○市民活動の支援に努める。</p> <p>○様々な事業にボランティアの力を借りる。</p>
<p>【地域コミュニティ活動の促進・充実】</p> <p>○自治会・町内会をはじめとする地域コミュニティ活動の促進と充実を図ります。</p>	<p>○自治会・町内会などの地域コミュニティ活動に自ら積極的に参加する。</p> <p>○隣近所の転入者に、自治会・町内会などの地域コミュニティへの加入を案内する。</p>	<p>○自治会・町内会の必要性を呼びかける。</p> <p>○自治会加入者を増やす仕組みを考える。</p> <p>○自治会・町内会が組織されていない地域などでは、実情に合わせた地域コミュニティづくりを進める。</p>	<p>○自治会・町内会活動が活性化するための支援を行う。</p> <p>○地域コミュニティの必要性を呼びかける。</p>



主な施策の内容	それぞれができること		
	市民	地域・団体	行政
<p>【（仮称）地域福祉推進協議会の設置】</p> <p>○市民、地域・団体による「（仮称）地域福祉推進協議会」を設置し、この計画に基づき、地域福祉の推進のため様々な活動を進めます。</p>	<p>○地域に関心を持ち、自らができることを考え、行動する。</p>	<p>○この計画に基づき、活動目標を設定し、様々な活動を行う。</p> <p>○活動を通じて、地域福祉の担い手の育成につなげる。</p>	<p>○「（仮称）地域福祉推進協議会」を設置し、様々な活動が行えるよう支援する。</p> <p>また、地域福祉の担い手の育成につなげる。</p>
<b>②協働の推進</b>			
<p>○様々な地域課題に対応するため、市民や各種団体と協働し、課題解決に取り組みます。</p>	<p>○積極的にボランティア活動や市民活動に参加する。</p>	<p>○地域課題に対し、市と協働して取り組む。</p> <p>○自分たちができる地域課題の解決策を積極的に提案し、実施する。</p>	<p>○各種団体との情報共有や意見交換を行い、協働の推進のための連携を図る。</p>

## （２）地域福祉活動の推進

### 【現状と課題】

- 近所付き合いや言葉掛けなどが自然に行われる地域の風土づくりや、地域での行事やイベントに気軽に参加できるような環境づくりが求められます。
- 地域福祉活動は、自治会・町内会、民生委員・児童委員、市民活動団体、ボランティア団体、NPO、民間事業者などが大きな役割を担っていますが、これらの団体が連携することによって、より大きな効果が期待されます。
- アンケート調査では、福祉活動の活性化に必要なことは、「活動の情報提供の充実、PR強化」が51.2%で最も高く、地域における、ネットワーク化を進め、地域情報を提供・共有することが必要です。
- 民生委員・児童委員は、地域住民の立場に立った相談・支援活動を行っていますが、核家族化や地域意識の希薄化が進む中で、その役割は更に重要になってきています。

### 【施策の方向性】

- 地域住民同士の支え合いを基本とした地域の力を活性化させるため、地域住民の交流を促進します。



- 民生委員・児童委員は、地域住民にとって最も身近な相談・支援者であるため、関係機関と適切に連携を図りながら、活動しやすい環境をつくります。
- 地域福祉に取り組む各種団体等の支援を行うとともに、団体間の連携を図り、団体活動の更なる活性化を促します。

【施 策】

- ①地域住民の交流促進
- ②民生委員・児童委員の活動の充実
- ③地域福祉活動団体等への支援

【施策内容】

主な施策の内容	それぞれができること		
	市民	地域・団体	行政
①地域住民の交流促進			
<p>○近所付き合いや見守り、あいさつなどが自然に行われる地域を目指します。</p> <p>○また、新たに転入してきた方との交流や、地域住民と各種団体等との交流を促進します。</p>	<p>○お互いに顔が見える関係を築くため、日頃から積極的にあいさつ等を行う。</p> <p>○各種団体が実施する行事やイベント等に積極的に参加する。</p>	<p>○気軽に参加・交流できる行事やイベント等の機会を増やす。</p>	<p>○地域住民や各種団体等が交流できる機会を増やす。</p>
②民生委員・児童委員の活動の充実			
<p>○地域住民にとって最も身近な相談・支援者として、援助の必要な人を、地域や行政、地域福祉に取り組む各種団体等とつなげる「橋渡し」の役割を果たせるよう、活動しやすい環境をつくります。</p>	<p>○民生委員・児童委員の活動内容を知り、活動に協力する。</p> <p>○困ったことがあれば、民生委員・児童委員に相談する。</p>	<p>○民生委員・児童委員の活動内容を知り、ともに連携する。</p> <p>○民生委員・児童委員の活動内容を周知する。</p>	<p>○民生委員・児童委員の活動内容などの周知を強化する。</p> <p>○各種団体等と連携できるように、交流の機会を増やす。</p> <p>○研修を充実させるなど、支援を強化する。</p>



主な施策の内容	それぞれができること		
	市民	地域・団体	行政
<b>③地域福祉活動団体等への支援</b>			
○地域福祉に取り組む各種団体等に、活動場所や情報の提供などの支援を行い、団体の活動の充実を図ります。	○各種団体の活動内容を知り、協力したり参加したりする。 ○家族や友人などに参加を呼びかける。	○各種団体の活動内容を知り、日頃から団体間等の連携を図る。 ○各種団体や地域の企業・事業者の施設を活動の場として、提供するなど協力する。	○各種団体の活動を支援するため、活動の場を提供する。 ○活動強化のための情報提供や共有を行い、団体活動の活性化を図る。

### (3) 福祉と人権意識の高揚

#### 【現状と課題】

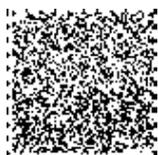
- 地域で共に支え合うまちを実現させるためには、子どもから大人まで、すべての市民一人ひとりが相手に対する思いやりの気持ちを持つことが大切です。
- 国分寺市では福祉意識の啓発を目的とした各種の講演会や講習会を開催し、また市報等を通じて福祉意識の啓発に努めています。  
また、学校教育においても児童・生徒に対するボランティア活動などの社会体験学習が行われています。
- 子どもから大人まで、だれもが地域福祉の担い手となれるよう、福祉への関心や理解を高めるための学習活動や、ボランティア活動をはじめとする地域福祉活動、各種の交流活動の実施と参加促進を図る必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 学校における福祉教育の推進、市民への意識啓発の充実、理解の促進を図ることで、生活困窮者、障害者、外国人、居場所のない孤立しがちな人など、支援の必要な人たちの権利を守り、必要な配慮がなされるまちづくりを目指します。

#### 【施策】

- ①学校教育の場での福祉教育の推進
- ②福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発



【施策内容】

主な施策の内容	それぞれができること		
	市民	地域・団体	行政
<b>①学校教育の場での福祉教育の推進</b>			
<p>○子どもの頃から「思いやりの心」を育むため、学校教育の場で、高齢者や障害者、外国人など、様々な人との交流の機会を充実させます。</p> <p>○ボランティア活動や体験学習などを通じ、地域における福祉課題を捉える力を養います。</p>	<p>○児童・生徒は、ボランティア活動や体験学習などで感じたことや学んだことをみんなで共有する。</p> <p>大人はそれを自らの意識啓発として受け止める。</p>	<p>○各学校で行われる福祉教育の取組に積極的に協力する。</p> <p>○ボランティア活動や体験学習など、福祉学習の機会を増やす。</p>	<p>○各学校での福祉教育の充実を図る。</p> <p>○児童・生徒が、高齢者や障害者、外国人などと交流する機会を充実させる。</p>
<b>②福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発</b>			
<p>○子どもから大人まで、地域で福祉を学び、体験できる機会や、福祉に関する生涯学習の機会の充実を図ります。</p>	<p>○高齢者や障害者、外国人など、様々な人と交流する。</p> <p>○福祉に関する講座やボランティア体験等に積極的に参加する。</p>	<p>○様々な人が気軽に参加できる講座や、ボランティア体験等を実施し、地域住民の意識啓発に努める。</p>	<p>○生涯学習の機会の充実や、地域福祉に取り組む各種団体等との交流の充実を図る。</p>



## 2 暮らしを支えるサービスの充実

### (1) 必要な福祉サービスが利用できる仕組みづくり

#### 【現状と課題】

- アンケート調査では、福祉サービス情報の入手状況は、「入手できている」が24.1%であるのに対して、「ほとんど入手できていない」は42.5%でした。  
また、「入手できている」方の情報入手の手段は、「市役所の窓口や広報紙」が65.5%で最も多くなっていますが、40歳代以下では「インターネット」の回答が3割前後あります。情報端末の進歩とともに、世代によって情報の入手先が変化してきていることがうかがえることから、これからの福祉情報提供の充実を図る上で考慮する必要があります。
- 市報・ホームページ等を通じて、市民が複雑な福祉サービスの中身が理解できるよう、わかりやすい情報提供が求められています。  
また情報のバリアフリー化の推進として、視覚・聴覚障害者、高齢者を含むすべての市民が、平等に情報を入手し利用できる方法が必要です。
- 安心して福祉サービスを選択できるよう、事業者の福祉サービス第三者評価\*の受審を促進していく必要があります。
- 複合的な支援が必要な高齢者、障害者、子どもなどを含むすべての市民が、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域に密着した包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進する必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 福祉サービスを必要とする人が、安心して福祉サービスを選択できるよう、わかりやすく、容易に福祉情報を入手できるよう努めます。
- 市民一人ひとりの暮らしにあった利用者本位の福祉サービスを総合的に提供していくことを目指します。

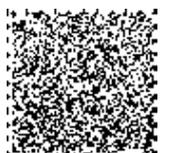
#### 【施 策】

- ① 市民にわかりやすい福祉情報の提供・共有
- ② 地域に密着したサービスの展開



【施策内容】

主な施策の内容	それぞれができること		
	市民	地域・団体	行政
<b>①市民にわかりやすい福祉情報の提供・共有</b>			
<p>【情報の提供・共有】</p> <p>○だれもが必要な情報を入手したり、適切なサービスが利用できるように、広報誌やインターネットの活用など、提供の方法や回数を工夫し、わかりやすい情報提供に努めます。</p> <p>○冊子・チラシ等に音声読み上げコード*の活用や声の広報、また各種講演会等に手話通訳・要約筆記*の派遣を行うなど、視覚・聴覚障害者、高齢者を含むすべての市民に配慮した情報提供の充実に努めます。</p>	<p>○広報誌やインターネットなどを活用し、積極的に情報収集する。</p> <p>○口コミなど知らない人に伝える。</p>	<p>○回覧板や掲示板の活用のみならず、日頃から近隣とのコミュニケーションを図り、情報共有する。</p> <p>○障害者や高齢者などを含むすべての市民に配慮した情報提供に努める。</p>	<p>○わかりやすい情報の提供・充実に努める。</p> <p>○障害者や高齢者などを含むすべての市民に配慮した情報提供に努める。</p>
<p>【福祉サービス第三者評価の受審・公表】</p> <p>○市民がより質の高いサービスを選択できるように、保育所やデイサービスなどの福祉サービス事業者の第三者評価の受審と公表を推進します。</p>	<p>○福ナビ*を活用するなど、第三者評価の結果を参考に、事業者を選択する。</p>	<p>○事業者は積極的に第三者評価を受審し、評価結果を公表する。</p>	<p>○事業者に対し、第三者評価の受審を支援し、その評価結果の公表を促す。</p>
<b>②地域に密着したサービスの展開</b>			
<p>【地域包括ケアの推進】</p> <p>○地域の社会資源を活用しながら、子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域包括ケアを推進し、ライフステージに合わせた保健・医療・福祉の連携を図ります。</p>	<p>○ボランティア活動などを通じ、自らが何ができるかを考え、支える。</p>	<p>○子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、ライフステージに合わせた保健・医療・福祉の連携を図る。</p>	<p>○子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、ライフステージに合わせた保健・医療・福祉の連携を図る。</p>



## (2) 福祉ニーズへの総合的・専門的な対応の仕組みづくり

### 【現状と課題】

- 障害をお持ちの高齢者など、複合的な問題を抱えている方もおり、その場合には、複数の窓口を回らなければならないという課題があります。アンケート調査の自由回答や市民ワークショップでも、総合相談窓口の設置が求められています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、生活に関する様々な問題について気軽に相談することができ、適切な福祉サービスを利用できることが重要です。
- 市民意見では、福祉サービスを必要としたときに、どこに相談すれば良いか分からないという声もあり、各種相談窓口の情報提供に努めるとともに、社会福祉協議会や福祉関係機関等との連携により、身近な地域で気軽に相談ができる体制を整備することも必要です。
- 複雑化・多様化している市民の福祉ニーズに対して、既存の福祉サービスだけでは解決できないケースも生じています。必要とする福祉サービスが行き届くようにするために、利用者の生活課題や福祉ニーズを把握し、適切なケアマネジメントを行った上で、行政・福祉サービス事業者のみならず、地域のボランティアやNPOなどが提供する多様なサービスを必要に応じて組み合わせて対応していくことが必要です。

### 【施策の方向性】

- 身近な相談から専門的な相談まで、多様化・複合化するニーズに対応することのできる相談体制の充実を目指します。
- 地域住民、団体や機関等との連携を強化し、地域の中で支援が必要な人の発見、見守り、相談等の仕組みの構築を図ります。

### 【施 策】

- ①福祉ニーズに対する相談機能の充実
- ②地域の福祉課題を発見する仕組みづくり



【施策内容】

主な施策の内容	それぞれができること		
	市民	地域・団体	行政
<b>①福祉ニーズに対する相談機能の充実</b>			
<p>【相談窓口の周知】</p> <p>○住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、様々な問題について気軽に相談することができ、適切な福祉サービスを利用できるよう、相談窓口の周知徹底を図ります。</p>	<p>○積極的に情報収集し、相談窓口について日頃から知っておく。</p>	<p>○積極的に情報収集・提供をする。</p> <p>○安心して相談できるよう、相談体制の充実に努める。</p>	<p>○相談窓口の周知徹底を図る。</p> <p>○安心して相談できるよう、相談体制の充実に努める。</p>
<p>【福祉の総合的な相談窓口の体制整備】</p> <p>○福祉の総合的な相談窓口の体制整備が求められていることから、これまでの検討経過を踏まえ、市民が安心して相談できる窓口の体制を整備します。</p>			<p>○福祉の総合的な相談窓口の体制を整備する。</p>
<p>【福祉ニーズに対応する人材の資質向上】</p> <p>○複雑化・多様化している福祉ニーズに対応する人材の育成、専門的知識及び資質の向上に努めます。</p>	<p>○地域の担い手として活躍できるよう、知識の向上に努める。</p>	<p>○適切なサービスの提供や相談が行えるよう、人材の育成や資質の向上に努める。</p>	<p>○適切なサービスの提供や相談が行えるよう、人材の育成や資質の向上に努める。</p>
<b>②地域の福祉課題を発見する仕組みづくり</b>			
<p>○ニートやひきこもりなどの課題を抱えた様々な人を把握し、孤立死、孤独死、自殺などの最悪の事態に至らぬよう、必要な支援へつなげます。</p> <p>○地域の身近な相談窓口として民生委員・児童委員との連携により、福祉課題の発見に努めるとともに、必要な窓口につなげます。</p> <p>○社協の心配ごと相談*など各種相談事業を通して、福祉課題の把握に努めます。</p>	<p>○自分や家族だけで抱えず、信頼できるひと（民生委員・児童委員や社協など）に相談する。</p> <p>○困っている人に、相談窓口のことを知らせる。</p>	<p>○関係機関との連携を図り、相談を受けるとともに、必要な支援につなげる。</p>	<p>○相談窓口の周知徹底を図る。</p> <p>○関係機関との連携を図り、相談を受けける。</p>



### (3) 虐待やいじめ等の防止と権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

- アンケート調査では、乳幼児・子ども、障害者、高齢者それぞれの虐待を地域の中で「聞いたことがある」割合は約1割となっています。また、配偶者からの暴力や家庭内暴力などは、全国的にも増加傾向にあり、国分寺市においても懸念される社会現象です。これらのケースが、早期発見され適切な対応につながるよう、虐待の疑いがある場合の対応策について啓発しておく必要があるといえます。
- 国分寺市では、平成24年に実施した「いじめの実態把握のための緊急調査」において、いじめの実態があることが明らかになっており、いじめ防止の取組を進めてきました。平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、市では、平成26年に国分寺市子どもいじめ虐待防止条例を制定し、更に虐待やいじめの防止に向けて取組を進めています。
- 社会福祉協議会では、判断能力が十分でない方の日常的金銭管理サービスや書類等の預かりサービス、福祉相談などを実施し、地域で安心して暮らすための支援として「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）\*」を行っています。
- アンケート調査では、「成年後見制度」は「聞いたことがある程度」に55.2%の回答がありますが、「地域福祉権利擁護事業」では「知らない」に63.0%を超える回答があります。当該事業の周知状況については、家族に要介護者や障害者のある人の有無にかかわらず低い傾向にあり、今後の福祉サービス利用の円滑化に向けて更なる周知と事業の推進が必要といえます。

#### 【施策の方向性】

- あらゆる虐待やいじめ、DVなどを防止する対策を進めます。また、相談窓口や緊急時の対応などの周知を徹底するとともに、関係機関との連携により対応を図っていきます。
- 判断能力が十分でない人が、必要な福祉サービスを利用し、安心して自立した生活を送ることができるように、本人の自己決定を尊重しながら、権利擁護を推進していきます。

#### 【施 策】

- ① あらゆる虐待やいじめ等の防止
- ② 権利擁護の推進



【施策内容】

主な施策の内容	それぞれができること		
	市民	地域・団体	行政
<b>①あらゆる虐待やいじめ等の防止</b>			
<p>○虐待やいじめ，DV などに対しての理解を深めることで，防止や早期発見に努めます。</p> <p>○地域における様々な関係者のネットワークの強化を図ります。</p>	<p>○虐待やいじめ，DV などに対しての理解を深める。</p> <p>○虐待等を発見，又は疑いを感じたら，関係機関に通報する。</p>	<p>○虐待やいじめ，DV などの防止に関する情報を提供し，共有を図る。</p> <p>○子ども家庭支援センターや教育委員会，男女平等推進センターなど関係機関と連携する。</p>	<p>○虐待やいじめ，DV などの防止に関する情報の提供を図る。</p> <p>○関係機関と連携する。</p>
<b>②権利擁護の推進</b>			
<p>○認知症の人，知的障害のある人，精神障害のある人など，本人の判断能力が十分でない人の権利を守ることができるよう，広く権利擁護事業の普及啓発及び相談窓口の周知に努めます。</p> <p>○判断能力が十分でない人の日常的な金銭管理サービスなどの権利擁護事業や成年後見制度の周知及び利用促進に努めます。</p> <p>○成年後見制度の利用支援，市民後見人*の育成，法人後見*の支援など権利擁護を推進します。</p>	<p>○日頃から積極的に情報収集し，制度について知っておく。</p> <p>○知らない人に情報提供する。</p>	<p>○制度の周知を図る。</p> <p>○社協は，権利擁護センターこくぶんじ*を運営し，事業を実施する。</p> <p>○権利擁護センターこくぶんじや地域包括支援センター，障害者基幹相談支援センターなど関係機関と連携する。</p>	<p>○制度の周知を図る。</p> <p>○成年後見制度を利用するに当たり，申請できる人がいないときは，市が代わって手続を行う。</p> <p>○社協の権利擁護センターこくぶんじと連携を図る。</p> <p>○成年後見制度の利用支援，市民後見人の育成，法人後見の支援などを行う。</p>



## (4) 生活困窮者への自立支援

### 【現状と課題】

- 経済的に困窮する人は全国的にも増加傾向にあり，国分寺市においても，高齢，障害，疾病，失業，離婚等，様々な要因によって生活に困窮する人がいます。
- 国分寺市では，1世帯当たり人員の数が減少傾向にあり，また単身世帯は増加の傾向にあります。このような中，人と人とのつながりの希薄化などにより，困難が生じた際に周囲に相談できず，生活困窮につながりやすい状況となっています。
- 生活保護に至る前段階の人への支援については，各分野ごとに施策を実施しており，今後も引き続き支援するとともに，包括的な支援体制が求められています。

### 【施策の方向性】

- 生活困窮者に対しては，早期に適切な支援を実施するため，庁内及び関係機関との情報共有と連携を図り，相談体制を充実させ，自立を促進していくための包括的な支援体制の構築に努めます。

### 【施 策】

#### ①暮らしを支える支援の充実

### 【施策内容】

主な施策の内容	それぞれができること		
	市民	地域・団体	行政
<b>①暮らしを支える支援の充実</b>			
<b>【相談体制の整備】</b> ○自立相談支援機関を設置し，生活保護の前段階にある複合的な問題を抱える生活困窮者の把握に努め，早期自立につながられるよう相談体制を整備します。	○経済的に困窮しそうなとき，生活に困ったときは，相談する。	○自立相談支援機関や各種相談窓口の周知を図る。 ○関係機関と連携し，早期に自立に向けた支援につなげる。	○自立相談支援機関を設置する。 ○自立相談支援機関や各種相談窓口の周知を図る。 ○支援が必要な人を把握するため，庁内及び関係機関と連携し，相談を受ける。



主な施策の内容	それぞれができること		
	市民	地域・団体	行政
<p>【支援体制の充実】</p> <p>○生活困窮者の早期自立に向けて、関係機関と連携した包括的支援を行います。</p>	<p>○相談者本人は自立相談支援機関とともに、課題の確認と解決への取組を行う。</p>	<p>○個別支援計画に基づき、支援を提供し、早期の自立を図る。</p> <p>○見守りをする。</p>	<p>○自立相談支援機関において、相談者ごとの個別支援計画を作成する。</p> <p>○個別支援計画に基づき、支援を提供し、早期の自立を図る。</p> <p>○支援を提供する社会資源の充実を図る。</p>
<p>【学習支援事業の実施】</p> <p>○貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもの学習支援を行います。</p>	<p>○生活困窮世帯の方で子どもの学習に困ったときは、相談する。</p>	<p>○関係機関と連携し情報提供を図り、学習支援事業につなげる。</p> <p>○関係機関と連携し、学習支援事業を行う。</p>	<p>○情報提供を図る。</p> <p>○社協など関係機関と連携し、学習支援事業につなげるとともに、学習支援事業を行う。</p>



## 3 安心して暮らせる環境づくり

### (1) 安心して生活できる環境づくり

#### 【現状と課題】

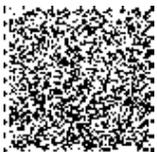
- 現状では、「バリアフリー法\*（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」のほか、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりに努めています。しかしながら、アンケート調査の自由回答や市民ワークショップでは、「歩行空間のバリアフリー化」や「市内交通の充実」などについて、高い評価を得られているとは言えない状況です。
- 地域でだれもが安心して自由に外出し、社会参加できるようなまちづくりを進める必要があります。そのためには、駅前、商店街、公共施設周辺などについて、高齢者や障害者、子どもなどすべての利用者の視点から現状を把握し、道路環境の整備やだれもが使いやすい施設の整備、市内運行バスの利便性の向上が求められています。
- 歩道の設置や道路の段差の解消、誘導用ブロックの適切な敷設、車いす利用者や杖利用者、ベビーカー利用者などが乗降しやすいようなノンステップバス\*の導入などが必要です。

#### 【施策の方向性】

- 市民や民間事業者等の理解を得て、ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めるとともに、市内交通の利便性の向上等により、高齢者や障害者が外出しやすい環境を整えます。

#### 【施 策】

- ①ユニバーサルデザインのまちづくり
- ②市内交通の利便性の向上



【施策内容】

主な施策の内容	それぞれができること		
	市民	地域・団体	行政
<b>①ユニバーサルデザインのまちづくり</b>			
<p>【福祉のまちづくり】</p> <p>○バリアフリー法や東京都福祉のまちづくり条例に基づき、だれもが使う施設や道路等において、高齢者や障害者、子ども、ベビーカー使用者に配慮した福祉のまちづくりを推進します。</p>	<p>○バリアフリーやユニバーサルデザインについて理解を深め、実践・活用する。</p>	<p>○バリアフリーやユニバーサルデザインについて理解を深め、実践・活用する。</p>	<p>○市民や事業者に普及啓発を行い、福祉のまちづくりに対する理解を深める取組を行う。</p>
<p>【道路・建物・公園等の整備推進】</p> <p>○高齢者や障害者、子ども、ベビーカー使用者等の歩行者の安全を確保するため、歩道の整備、放置自転車、広告看板等の撤去、建物における段差の解消など、だれもが利用しやすい環境整備に努めます。また、安全・安心に利用できるような公園・緑地の整備、改修等を行います。</p>	<p>○自転車を放置しない、生垣・庭先の植栽の維持・管理に努めるなど、地域のだれもが利用しやすいように配慮する。</p>	<p>○通行の妨げになるような広告看板等の撤去や、店舗・事業所等でのバリアフリー化などに努める。</p>	<p>○放置自転車対策、違反広告看板等の撤去、公園・緑地の整備などに努める。</p>
<b>②市内交通の利便性の向上</b>			
<p>【公共交通機関の充実】</p> <p>○公共交通機関の利用が困難な地域や移動が困難な人の移動手段の確保の観点から、バス等の運行の継続と利便性向上に努めます。また、だれもが利用しやすいバスにするため、バス事業者に対し、ノンステップバスの導入を推進します。</p>	<p>○公共交通機関について、日頃から情報収集しておく。</p>	<p>○市と協議しながら、公共交通機関の運行の継続に努める。</p> <p>○サービスの充実とともに利便性の向上に努める。</p>	<p>○ぶんバス等、市内交通機関の運行の継続に努める。</p> <p>○サービスの充実とともに利便性の向上に努める。</p> <p>○ノンステップバス等の導入を推進する。</p>
<p>【外出・移動に関するサービスの充実】</p> <p>○通院や買い物など、日常生活の移動の助けが必要となる人に対し、外出・移動に関するサービスを充実させ、外出意欲の増進に努めます。</p>	<p>○情報収集や情報提供に努める。</p> <p>○サービスを利用する。</p>	<p>○サービスの充実に努める。</p> <p>○必要な人へ情報提供する。</p>	<p>○福祉有償運送を行うNPOなどの団体を支援し、サービスの充実に努める。</p>



## (2) 市民生活の安全安心の向上

### 【現状と課題】

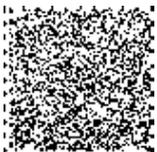
- 一人暮らしの高齢者や自力歩行が困難な方、心身等に障害のある方、妊婦など、災害時に支援が必要とされる方々への対応が求められており、災害時要援護者登録制度の取組を進めています。しかし、アンケート調査では、「災害時要援護者登録制度」について「知らない」の回答が59.3%と半数以上の割合となっています。家族に介護を必要とする人や障害のある人がいる場合でも、「利用している」の割合は5%未満となっています。今後、法改正による避難行動要支援者登録制度への移行を進めていきますが、更なる制度の周知と利用拡大が求められます。
- アンケート調査では、近所付き合いが必要と感じるときについては、「火災や地震などのとき」が90.3%と大半の回答となっている一方で、地域の防災訓練への参加状況は13.4%となっており、大半は参加していないと回答しています。地域の防災対策の重要性は認識しているものの、現状では対策を講じている市民は少ないことから、防災・減災意識の啓発と活動を促進する必要があります。
- 近年では、一人暮らしの高齢者や病気の方、生活に困窮している方などが地域で孤立し、更には孤立死につながることで社会問題として表面化しています。こうした問題を防ぐためには、地域での見守りや日常的な支え合いが必要です。
- 悪質商法や特殊詐欺\*などの被害に高齢者等が巻き込まれる事案も数多く発生しており、犯罪被害に遭わないようにするための防犯対策が求められています。
- アンケート調査では、地域の中の問題として、「交通マナーの乱れ」が18.7%で4番目に多い回答となっています。また、自由回答ではバリアフリー・安全に関することが一番多く挙げられました。そのため、高齢者や障害者、妊産婦、子どもを連れている保護者、子どもなどに配慮した交通安全対策の推進を図る必要があります。

### 【施策の方向性】

- 避難行動要支援者登録制度（災害時要援護者登録制度）の周知を図るとともに、支援者の拡大を継続的に行っていきます。
- 一人暮らしの高齢者などが地域で孤立しないよう、地域での見守りや日常的な支え合いの体制の充実を図ります。
- 関係機関との連携や地域の協力により、防犯活動や高齢者や子どもに対する交通安全対策の強化に努めます。

### 【施 策】

- ①防災・減災対策の推進
- ②地域での見守り体制の充実
- ③地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進



【施策内容】

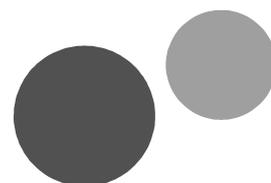
主な施策の内容	それぞれができること		
	市民	地域・団体	行政
<b>①防災・減災対策の推進</b>			
<p>【避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援】</p> <p>○避難行動要支援者登録制度（災害時要援護者登録制度）の周知を図るとともに、支援者が活動しやすいように運用していきます。</p>	<p>○制度について知っておく。</p> <p>○知らない人に情報提供する。</p>	<p>○制度について知っておく。</p> <p>○支援者でなくても、災害時には手助けをする。</p>	<p>○制度について周知を図る。</p> <p>○支援者が活動しやすいように制度を運用する。</p>
<p>【防災意識の向上】</p> <p>○市民が参加しやすい防災訓練を実施するとともに、地域での防災訓練や防災対策、日頃の備えについて広報を行います。また、市民、事業者、民間団体等、それぞれの状況に応じた防災組織を育成するとともに、組織間の交流を促進します。</p>	<p>○避難所までの経路など、防災に関する情報を収集する。</p> <p>○地域の防災訓練に参加する。</p> <p>○日頃から地域とのつながりを持つ。</p>	<p>○地域で防災訓練などを行う。</p> <p>○施設等で行う防災訓練に、市民も参加するよう働きかける。</p>	<p>○防災についての広報を行う。</p> <p>○市民防災まちづくり学校などを通して、防災組織を育成し、更に組織間の調整を行う。</p>
<p>【災害に対する備え】</p> <p>○高齢者や障害者、乳幼児など、避難所生活において特別な支援が必要な方への支援を行えるように、民間の福祉施設等との連携を図ります。</p> <p>○災害ボランティアの受け入れを早期に開始できるように行政間及び社協と連携を図ります。</p>	<p>○日頃から食糧や水などを備蓄する。</p> <p>○支援が必要な人に対して、災害時に自分ができることを考えておく。</p>	<p>○災害時に連携が図れるように日頃から福祉施設や自治会・町内会、各種団体と交流を行う。</p> <p>○食糧や水などを備蓄する。</p>	<p>○地域防災計画に基づき、全庁的に取り組む。</p> <p>○民間の福祉施設等と連携を図る。</p> <p>○二次避難所*、福祉避難所*の確保や必要物資を備蓄する。</p>
<b>②地域での見守り体制の充実</b>			
<p>○一人暮らしの高齢者などが地域で孤立しないよう、地域住民や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等が行う様々な見守り活動との連携を図り、地域での支え合いを強化します。</p>	<p>○日頃からあいさつや声かけを行い、さりげなく見守る。</p> <p>○近所の方の異変に気付いたら、すみやかに関係機関に連絡する。</p>	<p>○自治会・町内会や民間事業者などにおいて、見守り活動を行う。</p>	<p>○見守りや安否確認につながる事業を行う。</p> <p>○地域包括支援センターや社協、民生委員・児童委員、団体等との連携体制の強化を図る。</p> <p>○民間事業者との連携を図る。</p>



主な施策の内容	それぞれができること		
	市民	地域・団体	行政
<b>③地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進</b>			
<p>【防犯活動の推進】</p> <p>○生活安全・安心メールや青色防犯パトロールの実施など、防犯に関する情報提供や啓発を行います。</p> <p>○通学路見守り活動や地域防犯パトロール協力事業者によるパトロール、防災行政無線による地域住民等に子どもの見守り活動の呼びかけを行うなど、地域での防犯活動を行います。</p>	<p>○生活安全・安心メールなどを活用して、情報収集を行う。</p> <p>○犯罪に巻き込まれているかもしれない人がいたら、すみやかに警察や市、関係機関に連絡する。</p> <p>○子どもの登下校時における見守り活動を行う。</p>	<p>○防犯に関する知識を向上させ、情報共有する。</p> <p>○犯罪等発生時や相談を受けたときには、すみやかに警察や市、関係機関に連絡する。</p> <p>○青色防犯パトロールなどの防犯活動を行うとともに、普及啓発を図る。</p> <p>○子どもの登下校時における見守り活動を行う。</p>	<p>○生活安全・安心メールや各種広報紙により、情報提供を行う。</p> <p>○青色防犯パトロールなどの防犯活動を行うとともに、普及啓発を図る。</p> <p>○子どもの登下校時における見守り活動を行う。</p>
<p>【自主防犯活動の支援】</p> <p>○地域の自主防犯活動団体への活動支援や、防犯リーダーの養成講習会の開催など、地域で防犯活動ができるよう支援していきます。</p>	<p>○自主防犯活動に参加する。</p> <p>○防犯リーダー養成講習会などに参加し、防犯に関する知識を向上させる。</p>	<p>○自主防犯活動を行う。</p> <p>○他の団体等と連携し防犯活動を行う。</p>	<p>○自主防犯活動団体への支援を行う。</p> <p>○防犯活動に必要な知識を習得できる機会を増やし、情報提供を行う。</p>
<p>【交通安全対策の推進】</p> <p>○見守り活動や交通安全運動などを通して、交通安全の周知・啓発を行います。</p> <p>○道路照明灯、道路区画線等の交通安全施設を整備することにより、交通危険箇所を解消し、交通事故の防止を図ります。</p>	<p>○交通安全について、理解を深める。</p> <p>○交通マナーやルールを守る。</p>	<p>○交通安全について、理解を深める。</p> <p>○交通マナーやルールを守る。</p> <p>○交通安全の周知・啓発を行う。</p> <p>○見守り活動や交通安全運動などを行う。</p>	<p>○交通安全の周知・啓発を行う。</p> <p>○交通安全施設の整備を行う。</p>



## 第5章 地域福祉計画の推進



# 1 計画の推進体制

この計画の推進のために、市民一人ひとりが地域福祉を担うという意識を持ち、市民、地域・団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力して取組を進めていきます。

基本理念に向かって、その取組を進め、この計画を推進したとき、人と人とのつながりを持って、住み慣れたこのまちで安心して幸せに暮らし続けることができるのです。

## (1) 市民、地域・団体の役割・推進

### ①市民の役割

地域福祉活動の主役は、地域の市民一人ひとりです。

地域福祉の推進には市民参加は不可欠であり、自分たちのまちは自分たちがつくるという意識を持つことが大切です。

地域福祉の推進にとって「無関心」は大きな妨げです。「無関心」ではなく、地域に関心を持ち、一人ひとりができることを行動に移していきます。

### ②地域・団体の役割

自治会・町内会や地域で活動する各種団体は、それぞれの活動が地域福祉の推進のために大きな役割を果たしています。他の地域・団体、行政との連携を強化しながら、地域福祉の推進を図っていきます。

### ③「(仮称)地域福祉推進協議会」の設置

市民、地域・団体の役割を推進するため、市民、地域・団体で構成する「(仮称)地域福祉推進協議会」(以下「推進協議会」という。)を設置します。

推進協議会では、それぞれの役割が果たせるよう、この計画に基づき活動目標を設定し、地域福祉の推進のため様々な活動を進めます。

また、地域交流の場のひとつとして、情報交換及び情報共有に努めます。

更に、地域福祉の推進のため様々な活動を行う方々は地域福祉の担い手であり、地域のリーダーとなっていただけよう担い手の育成につなげていきます。



## (2) 市の役割・推進

### ①市の役割

この計画の推進は、市だけではなし得ず、また、市民、地域・団体だけでもなし得ません。市は、市民、地域・団体と連携・協力し、それぞれの役割が果たせるよう地域福祉の推進のための活動を支援していきます。

また、市は様々な分野で地域福祉に関わる施策を実施していますが、市内の各分野の連携をより強化し、横断的・総合的な視点から地域福祉の推進を図っていきます。

### ②実施計画の策定及び「(仮称)地域福祉推進委員会」の設置

この計画を実効性のあるものとするため、市では計画の施策体系に基づき、市の様々な分野で行っている地域福祉に関わる具体的な施策や必要な施策を実施計画に位置付け策定します。

また、市内に「(仮称)地域福祉推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置し、実施計画の進捗状況を把握するとともに、施策の方向性に沿った事業や取組の展開に努めます。

## 2 評価体制

### (1) この計画及び実施計画の評価

この計画及び実施計画の推進のため設置された推進委員会では、実施計画の第2章に掲げる具体的施策について、その進捗状況を評価し、次年度の取組に反映できるように進めていきます。また、必要に応じ実施計画の見直しを行います。

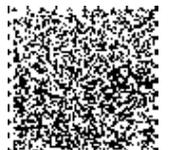
更に、評価した結果は、推進協議会に報告します。

### (2) 推進協議会による評価

市民、地域・団体で構成する推進協議会では、市民、地域・団体のそれぞれの役割に基づき、地域福祉の推進のため行った様々な活動について評価します。

また、推進委員会より報告された市の実施計画の評価も併せて評価します。

これらの評価結果は、次年度の取組に反映し、更なる地域福祉の推進につなげていきます。



# 市民・地域・団体

## (仮称)地域福祉推進協議会



地域福祉に取り組む市民個人や各種団体が参加し、(仮称)地域福祉推進協議会の委員となる。委員は自らが所属する団体などの地域福祉活動を通じ、地域の福祉活動のリーダーを担っていく。

### 【市の実施計画の評価結果を評価】

市の実施計画の評価結果報告を受け、それを評価する。評価については市へ報告する。

## 市

### 【市の実施計画の評価】

市の実施計画の進捗状況を評価し、その結果を(仮称)地域福祉推進協議会に報告する。

### 【評価結果の反映】

市の実施計画の評価について、(仮称)地域福祉推進協議会からの評価結果の報告を受け、次年度の取組に反映する。

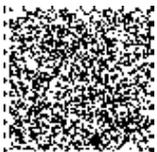
## (仮称)地域福祉推進委員会

### 【地域福祉施策の推進】

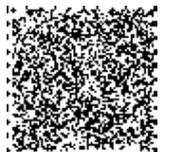
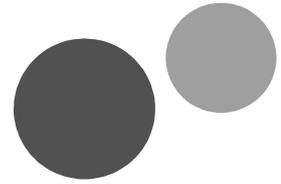
市の実施計画の進捗状況を把握し、施策の方向性に沿った事業や取組の展開に努める。

### 【市の実施計画の策定】

この計画を実効性のあるものとするため、地域福祉に関わる具体的な施策や必要な施策を実施計画に位置付け策定する。



# 資料編



# 1 国分寺市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条（市町村地域福祉計画）に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、国分寺市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に関し、必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員19人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出された市民 4人以内
- (2) 識見を有する者 5人以内
- (3) 国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者 1人以内
- (4) 社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会の代表者 1人以内
- (5) 市の区域内（以下「市内」という。）において活動する高齢者関係団体の代表者 1人以内
- (6) 市内において活動する障害者関係団体の代表者 1人以内
- (7) 市内において活動する子育て関係団体の代表者 1人以内
- (8) 東京都多摩立川保健所の代表者 1人以内
- (9) 市の職員 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって終了する。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、市長が委員の中から指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 地域福祉計画の策定に関して必要な事項を調査検討するため、委員会に次に掲げる部会を設置する。

- (1) 高齢者保健福祉計画部会
- (2) 障害者計画部会
- (3) 子育て・子育ていきいき計画部会
- (4) 健康増進計画部会



2 各部会は、次の部会の区分に応じ、当該各号に掲げる地域福祉計画を構成する特定の分野に係る計画（以下「個別計画」という。）を調査検討し、委員長に報告する。

- (1) 高齢者保健福祉計画部会 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8（市町村老人福祉計画）第1項に基づく高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条（市町村介護保険事業計画）第1項の規定に基づく介護保険事業計画
- (2) 障害者計画部会 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条（障害者基本計画等）第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条（市町村障害福祉計画）第1項の規定に基づく障害福祉計画
- (3) 子育て・子育ていきいき計画部会 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）に基づく子育て・子育ていきいき計画
- (4) 健康増進計画部会 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条（都道府県健康増進計画等）第2項の規定に基づく健康増進計画

3 前項に規定する個別計画の調査検討のうち、同項第1号に規定する高齢者保健福祉計画の調査検討にあつては、平成24年に策定された高齢者保健福祉計画の評価を含むものとする。

（部会の組織）

第8条 部会は、部会ごとに次に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 高齢者保健福祉計画部会

- ア 公募により選出された市民 1人以内
- イ 識見を有する者 1人以内
- ウ 国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者 1人以内
- エ 市内において活動する高齢者関係団体の代表者 3人以内
- オ 市の職員 2人以内

(2) 障害者計画部会

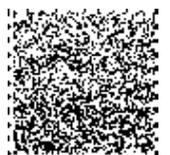
- ア 公募により選出された市民 1人以内
- イ 識見を有する者 1人以内
- ウ 市内において活動する障害者関係団体の代表者 4人以内
- エ 市の職員 1人以内

(3) 子育て・子育ていきいき計画部会

- ア 公募により選出された市民 1人以内
- イ 識見を有する者 1人以内
- ウ 国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者 1人以内
- エ 市内において活動する子育て関係団体の代表者 3人以内
- オ 市の職員 3人以内

(4) 健康増進計画部会

- ア 公募により選出された市民 1人以内
- イ 識見を有する者 1人以内
- ウ 市内において活動する高齢者関係団体の代表者 1人以内
- エ 市内において活動する障害者関係団体の代表者 1人以内
- オ 市内において活動する子育て関係団体の代表者 1人以内
- カ 東京都多摩立川保健所の代表者 1人以内



キ 市の職員 1人以内  
(部会員の任期)

第9条 部会員の任期は、第7条第2項に規定する報告をもって終了する。  
(部会長及び副部会長)

第10条 部会に部会長及び副部会長を置き、市長が部会員の中から指名する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第11条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長は、会議の議長となる。

2 部会は、部会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第12条 委員会及び部会(以下「委員会等」という。)は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び部会員(以下「委員等」という。)以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

2 委員会等は、地域福祉計画の策定に関し、必要に応じ、個別計画に関する市の附属機関、関係機関等と連携調整するものとする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課及び子ども福祉部子育て支援課において処理し、部会の庶務は、次の各号に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に規定する課において処理する。

(1) 高齢者保健福祉計画部会 福祉保健部高齢者相談室及び介護保険課

(2) 障害者計画部会 福祉保健部障害者相談室

(3) 子育て・子育ていきいき計画部会 子ども福祉部子育て支援課

(4) 健康増進計画部会 福祉保健部健康推進課

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。



## 2 国分寺市地域福祉計画策定委員会委員名簿

※敬称略

	氏名	職	選任区分	部会名
1	熊谷 寿子	公募委員	第3条 第1号委員	高齢
2	根本 正夫	公募委員		障害
3	富永 順子	公募委員		子ども
4	小川 葉子	公募委員		健康
5	◎ 森本 佳樹	立教大学コミュニティ福祉学部教授	第3条 第2号委員	—
6	佐藤 信人	社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター副センター長兼運営部長		高齢
7	大塚 晃	上智大学総合人間科学部教授		障害
8	汐見 和恵	新渡戸文化短期大学生活学科児童生活専攻社会学研究室教授		子ども
9	堀口 逸子	国立大学法人長崎大学広報戦略本部准教授		健康
10	○ 影山 昭夫	民生委員・児童委員協議会東部地区会長	第3条 第3号委員	—
11	熊谷 淳	社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会事務局長（常務理事）	第3条 第4号委員	—
12	諏訪 逸	国分寺地域包括支援センターもとまちセンター長	第3条 第5号委員	高齢
13	稲垣 恵美子	国分寺障害者団体連絡協議会代表	第3条 第6号委員	障害
14	関口 幹雄	社会福祉法人千春会千春第二保育園園長	第3条 第7号委員	子ども
15	日高 津多子	東京都多摩立川保健所地域保健推進担当課長	第3条 第8号委員	健康
16	一ツ柳 浩	国分寺市福祉保健部介護保険課長 (H25.10.3~H26.3.31)	第3条 第9号委員	高齢
	伊藤 寿一	国分寺市福祉保健部高齢者相談室長 (H26.4.1~)		高齢
17	向野 滋	国分寺市福祉保健部障害者相談室長 (H25.10.3~H26.3.31)		障害
	秦 由紀夫	国分寺市福祉保健部障害者相談室長 (H26.4.1~)		障害
18	横川 潔	国分寺市子ども福祉部子育て支援課長		子ども
19	柳 功一	国分寺市福祉保健部健康推進課長		健康

※委員長は◎，副委員長は○で表示



### 3 国分寺市地域福祉計画策定検討委員会設置規程

(設置)

第1条 国分寺市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に際し、必要な事項を検討するため、国分寺市地域福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に関連する地域福祉施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 福祉保健部長
- (2) 子ども家庭部長
- (3) 政策部政策経営課長
- (4) 総務部防災安全課長
- (5) 市民生活部協働コミュニティ課長
- (6) 福祉保健部障害者相談室長
- (7) 福祉保健部健康推進課長
- (8) 福祉保健部高齢者相談室長
- (9) 子ども家庭部子育て相談室長
- (10) 都市建設部都市企画課長
- (11) 教育部教育総務課長
- (12) 教育部社会教育課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉保健部長、副委員長は子ども家庭部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(委任)

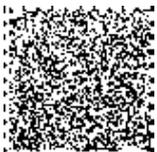
第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。



## 4 国分寺市地域福祉計画策定検討委員会委員名簿

	所属・職名	氏名	備考
1	福祉保健部長	内野 修宏	委員長 H26.7.11~H27.3.31
	福祉保健部長	一ノ瀬 理	委員長 H27.4.1~
2	子ども家庭部長	根本 裕之	副委員長
3	政策部 政策経営課長	一ノ瀬 理	H26.7.11~H27.3.31
	政策部 政策経営課長	可児 泰則	H27.4.1~
4	総務部 防災安全課長	伊東 正明	
5	市民生活部 協働コミュニティ課長	山本 靖	H26.7.11~H26.9.30
	市民生活部 協働コミュニティ課長	栗原 洋	H26.10.1~
6	福祉保健部 障害者相談室長	秦 由紀夫	H26.7.11~H27.3.31
	福祉保健部 障害者相談室長	鈴木 佳代	H27.4.1~
7	福祉保健部 健康推進課長	柳 功一	H26.7.11~H27.3.31
	福祉保健部 健康推進課長	有賀 真由美	H27.4.1~
8	高齢者福祉担当部長	佐藤 一幸	H26.7.11~H27.3.31
	福祉保健部 高齢者相談室長	玉井 理加	H27.4.1~
9	子ども家庭部 子育て相談室長	前田 典人	
10	都市建設部 都市企画課長	中島 祥喜	H26.7.11~H26.10.31
	都市建設部 都市企画課長	中村 秀雄	H26.11.1~H27.3.31
	都市建設部 都市企画課長	細川 啓明	H27.4.1~
11	教育部 教育総務課長	新出 尚三	
12	教育部 社会教育・スポーツ振興課長	上田 晴世	H26.7.11~H27.3.31
	教育部 社会教育課長	小山 則夫	H27.4.1~



## 5 計画策定の経過

日時	主な内容	詳細
平成25年 10月3日	第1回 策定委員会	<p>■委員の委嘱・任命</p> <p>(1) 資料説明 地域福祉計画の基本的な考え方の確認</p> <p>(2) アンケート調査票の検討について</p> <p>(3) その他</p>
10月24日～ 12月21日	市民ワークショップ	市内小学校区10箇所 計95人参加
12月5日～ 12月27日	アンケート調査	市内に居住する満19歳以上の市民 配布3,000 回収1,253 (回収率41.8%)
平成25年 11月5日～ 平成26年 3月31日	関係団体懇談会等	懇談会34団体, アンケート32箇所実施
平成26年 4月23日	第2回 策定委員会	<p>《報告事項》</p> <p>(1) 地域福祉計画スケジュール変更について</p> <p>(2) 各部会の会議概要について</p> <p>(3) アンケート結果報告について</p> <p>(4) 地域福祉に関する市民意見について</p> <p>《審議事項》</p> <p>(1) 計画の基本的な考え方(案)について</p> <p>(2) 「地域福祉とは」について</p>
7月14日	第3回 策定委員会	<p>《報告事項》</p> <p>(1) 各部会の会議概要について</p> <p>(2) 計画の基本的な考え方について</p> <p>(3) 分野横断市民意見・課題・方向性の一覧について</p> <p>(4) 国分寺市地域福祉計画策定検討委員会設置 規程について</p> <p>(5) 市民ワークショップ及び関係団体懇談会に ついて</p> <p>《審議事項》</p> <p>(1) 地域福祉計画(骨子案)の検討について</p> <p>① 地域福祉計画(骨子案)の説明</p> <p>② 各部会の骨子案等の説明</p> <p>(2) その他</p>



日時	主な内容	詳細
7月16日	第1回 策定検討委員会	1 趣旨及び経過説明 2 地域福祉計画（骨子案）について 3 その他
7月18日～ 7月26日	市民ワークショップ	市内4箇所 計95人参加
7月30日～ 8月29日	関係団体懇談会等	懇談会51団体，アンケート35箇所実施
8月29日	第2回 策定検討委員会	1 地域福祉計画（案）について 2 その他
9月4日	第4回 策定委員会	《報告事項》 （1）各部会の会議概要について 《審議事項》 （1）地域福祉計画（案）の検討について ① 地域福祉計画（案）について ② 各部会の計画案等について ③ 平成26年度地域福祉計画市民ワークショップ 開催報告及び意見反映状況一覧について ④ 平成26年度地域福祉計画関係団体懇談会実施 状況及び意見反映状況一覧について （2）その他
9月17日	第3回 策定検討委員会	1 地域福祉計画（案）について 2 その他
10月20日	第4回 策定検討委員会	1 地域福祉計画（案）について （1）委員構成の変更について （2）前回までにいただいた御意見で検討中の課題 （3）第4章 地域福祉計画の展開についての検討 （4）自己評価シートについて
10月28日	第5回 策定検討委員会	1 地域福祉計画（案）について （1）前回までにいただいた御意見で検討中の課題 （2）第4章 地域福祉計画の展開についての検討
11月4日	第6回 策定検討委員会	1 地域福祉計画（案）について （1）委員構成の変更について （2）前回までにいただいた御意見で検討中の課題 （3）第4章，第5章の検討
11月19日	第7回 策定検討委員会	1 地域福祉計画（案）について （1）前回までにいただいた御意見で検討中の課題
11月20日	第8回 策定検討委員会	1 地域福祉計画（案）について



日時	主な内容	詳細
12月19日	第5回 策定委員会	1 報告事項 (1) 各部会の会議概要について (2) 地域福祉計画策定スケジュールの変更について (3) 各部会の計画について調査検討結果報告 ① 国分寺市高齢者保健福祉計画 ・第6期国分寺市介護保険事業計画(案) ② 国分寺市障害者計画(第3次) ・第4期国分寺市障害福祉計画(案) ③ 国分寺市子育て・子育ていきいき計画(案) ④ 国分寺市健康増進計画(案) 2 審議事項 (1) 国分寺市地域福祉計画(案)について ① 国分寺市地域福祉計画(案)の説明 (2) その他
平成27年 4月30日	第9回 策定検討委員会	1 委員構成の変更について 2 地域福祉計画策定スケジュールについて 3 地域福祉計画実施計画(案)の検討について
5月15日	第10回 策定検討委員会	1 地域福祉計画実施計画(案)の検討について 2 その他
7月18日～ 7月26日	市民説明会	4回開催 計27人参加
7月15日～ 8月13日	パブリック・ コメント	御意見をお寄せいただいた方 計5人・1団体 いただいた御意見総数 計20件



## 6 市民ワークショップの概要

### (1) 国分寺市地域福祉計画市民ワークショップ設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、国分寺市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成25年要綱第9号）第1条（設置）に規定する地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に当たり、市民の意見を広く聴取するため、国分寺市地域福祉計画市民ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を設置する。

(参加者)

第2条 ワークショップの参加者は、市民とし、だれでも自由に参加し、地域福祉計画について意見を述べるができるものとする。

(報酬)

第3条 ワークショップに参加する市民の報酬は、無償とする。

(庶務)

第4条 ワークショップの庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほかワークショップの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年10月24日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### (2) 開催目的

国分寺市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成25年要綱第9号）第1条（設置）に規定する地域福祉計画の策定に当たり、市民の意見を広く聴取するため、国分寺市地域福祉計画市民ワークショップ設置要綱に基づき、国分寺市地域福祉計画市民ワークショップを開催しました。



### (3) 平成 25 年度

ワールド・カフェ方式を取り入れ、「地域で気になっていることや、その解決策」をテーマにワークショップを開催しました。

ワールド・カフェ方式とは、リラックスした雰囲気の中、自由に対話を行い、テーブルとメンバーをシャッフルしながら話し合いを発展させていくというものです。

回	開催日	時間	会場	参加者数
1	10月24日(木)	午後6時30分～8時30分	いずみホール	8人
2	11月1日(金)	午前10時～正午	ひかりプラザ	10人
3	11月9日(土)	午後2時～4時	もとまち公民館	10人
4	11月14日(木)	午後6時30分～8時30分	福祉センター	9人
5	11月20日(水)	午前10時～正午	本多公民館	10人
6	11月26日(火)	午後6時30分～8時30分	並木公民館	4人
7	12月2日(月)	午後6時30分～8時30分	スポーツセンター	10人
8	12月10日(火)	午後2時～4時	内藤地域センター	14人
9	12月15日(日)	午後2時～4時	西町地域センター	5人
10	12月21日(土)	午前10時～正午	国分寺市役所	15人
合計				95人

### (4) 平成 26 年度

平成 25 年度のワークショップでは「地域で気になっていることや、その解決策」について、広いテーマで自由に意見をいただきました。平成 26 年度は、ワークショップ、関係団体懇談会、アンケート調査等の市民意見をもとに作成した各計画の骨子案及びその中の現状と課題に対して、自分たちや地域でできることなどの解決策や目指すべき方向性について、御意見をいただきました。

参加者が意見交換をする中でお互いによりよい意見やアイデアを生み出せるようにグループごとに話し合いを進めるワークショップ方式と、計画ごとにブースを設けていつでもいくつでも意見等が言えるブース方式との2種類の方法で実施しました。

- ・ワークショップ方式(第1回, 第4回)
- ・ブース方式(第2回, 第3回)

回	開催日	時間	会場	参加者数
1	7月18日(金)	午後6時30分～8時30分	本多公民館	21人
2	7月21日(月・祝)	午後1時30分～4時30分	ひかりプラザ	26人
3	7月23日(水)	午前9時30分～11時30分	いずみホール	18人
4	7月26日(土)	午前9時30分～11時30分	国分寺市役所	30人
合計				95人



## 7 関係団体懇談会の概要

地域福祉計画及び各個別計画に関連して、市内で活動している団体との懇談会を実施しました。

### (1) 平成 25 年度

それぞれの団体との懇談会として、団体が活動している中での課題やその解決策となるような御意見をいただきました。

平成 25 年 11 月 5 日～平成 26 年 3 月 31 日の間に、34 団体と懇談を実施しました。

そのほか、アンケート形式での実施は 32 箇所です。

### (2) 平成 26 年度

平成 25 年度に実施した市民ワークショップ、関係団体懇談会、アンケート調査等の市民意見をもとに作成した各計画の骨子案に対して、横断的な課題と解決策や各計画の基本理念・基本目標、施策体系などの方向性について御意見をいただきました。また、各団体同士の連携もとれるよう、複数の団体が一堂に会する形での懇談としました。更に、医師会、歯科医師会、薬剤師会との懇談会も実施しました。

そのほか、アンケート形式での実施は 35 箇所です。

回	開催日時	参加団体
1	7月30日(水) 午後3時30分～午後5時30分	8団体
2	8月3日(日) 午前9時30分～午前11時30分	5団体
3	8月4日(月) 午後1時30分～午後3時30分	7団体
4	8月4日(月) 午後6時30分～午後8時30分	9団体
5	8月6日(水) 午前9時30分～午前11時30分	9団体
6	8月6日(水) 午後1時30分～午後3時30分	10団体
合計		48団体



## 8 社会福祉法の抜粋

### (1) 社会福祉法の抜粋

#### 第3条 (福祉サービスの基本的理念)

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

#### 第4条 (地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

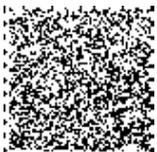
#### 第6条 (福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

#### 第107条 (市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



## (2) 地域福祉計画についての国の通知等

地域福祉計画の策定については、社会福祉法第107条に定められていますが、そのほかにも下記のとおり国から通知等が示されています。

年	国の通知等
平成12年	<p>社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、地域福祉の推進を図る観点から第1条の目的に地域福祉の推進を掲げ、第4条に地域福祉の推進に係る規定を設けるとともに、新たに第10章として地域福祉計画、社会福祉協議会及び共同募金に係る規定からなる地域福祉の推進の章が設けられた。</p> <p>地域福祉計画に係る規定は同法第107条及び第108条として平成15年4月1日施行された。</p>
平成19年	<p>厚生労働省通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日）において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととなった。</p>
平成22年	<p>厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（平成22年8月13日）において、市町村地域福祉計画の策定及び実施について、管内市町村への支援・働きかけの強化がなされた。</p>
平成26年	<p>厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日）において、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。平成27年4月施行）に基づく生活困窮者自立支援制度*は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、生活困窮者自立支援方策を市町村地域福祉計画に盛り込むこととなった。</p>



## 9 アンケート調査の概要

### (1) 調査の概要

#### ①目的

地域福祉計画を策定するに当たり、市民の地域や福祉に対する思い、実感、地域活動等への参加状況や広く市民のご意見、ご要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

#### ②調査方法等

調査対象	市内に居住する満 19 歳以上の市民
調査対象者数	3,000
抽出法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収
調査期間	平成 25 年 12 月 5 日（木）～12 月 27 日（金）

#### ③回収結果

配布数	3,000
有効回収数	1,253
有効回収率	41.8%

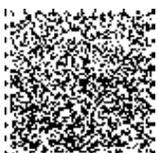
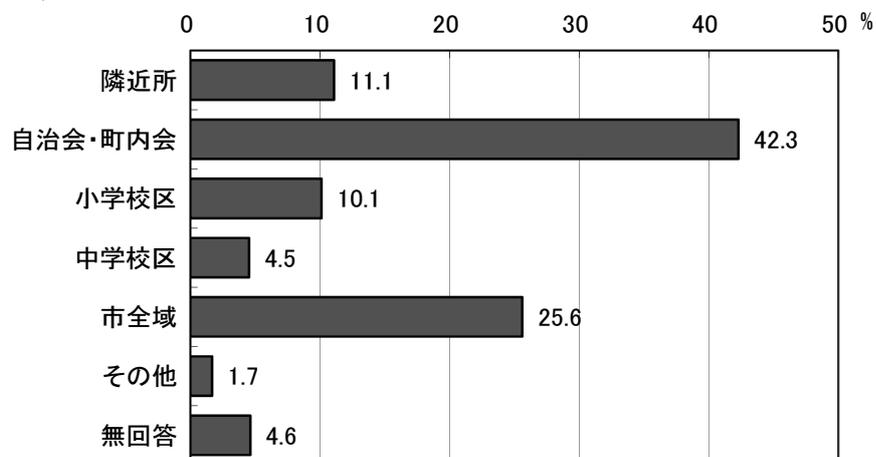
### (2) 調査結果の紹介（抜粋）

問 10 あなたが考える「地域」とは、どの程度の範囲をイメージしますか。

（あてはまるもの 1 つに○）

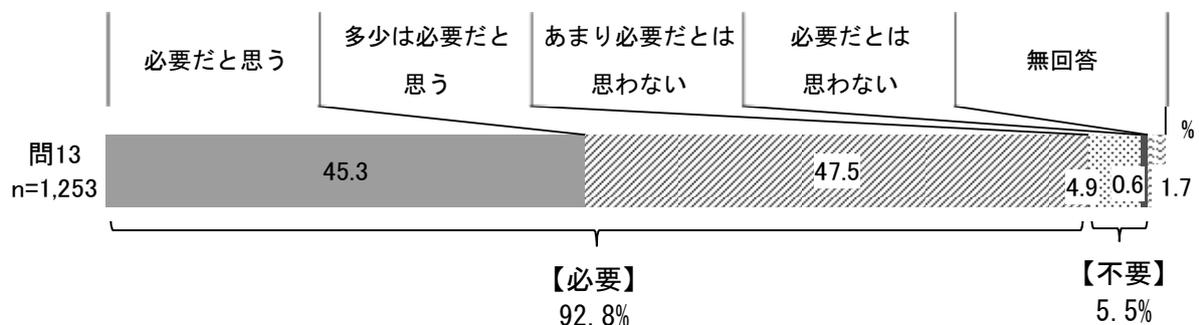
総じて「自治会・町内会」「市全域」が「地域」の範囲のイメージになっています。

問10 n=1,253



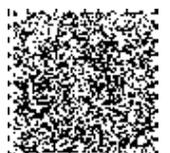
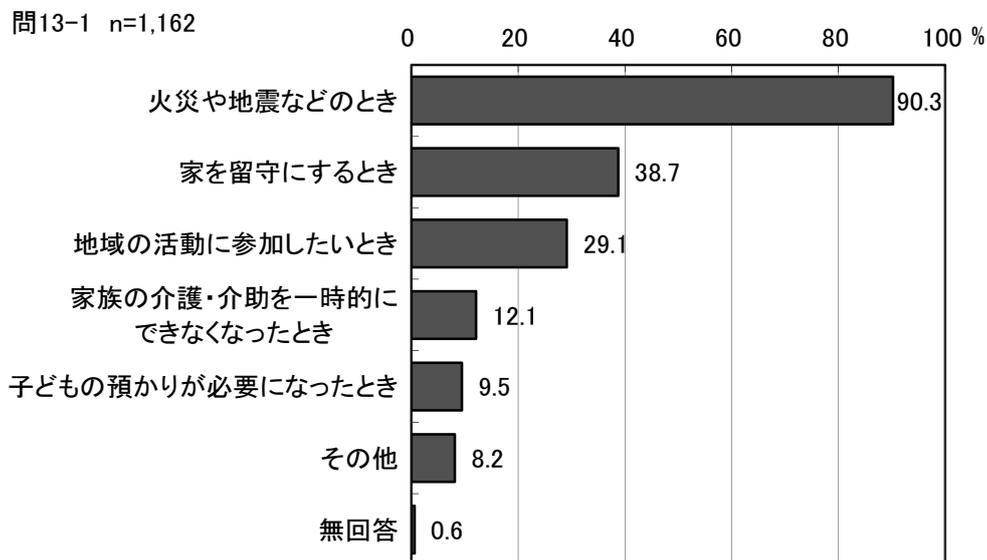
**問 13 あなたは、ご近所の方のお付き合いは必要だと思いますか。  
(あてはまるもの1つに○)**

近所付き合いの必要性は 92.8%の人が感じています。



**問 13-1 問 13 で「1 必要だと思う」、「2 多少は必要だと思う」と回答した方におうかがいします。どのようなときにご近所とお付き合いが必要だと感じますか。(あてはまるものすべてに○)**

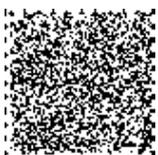
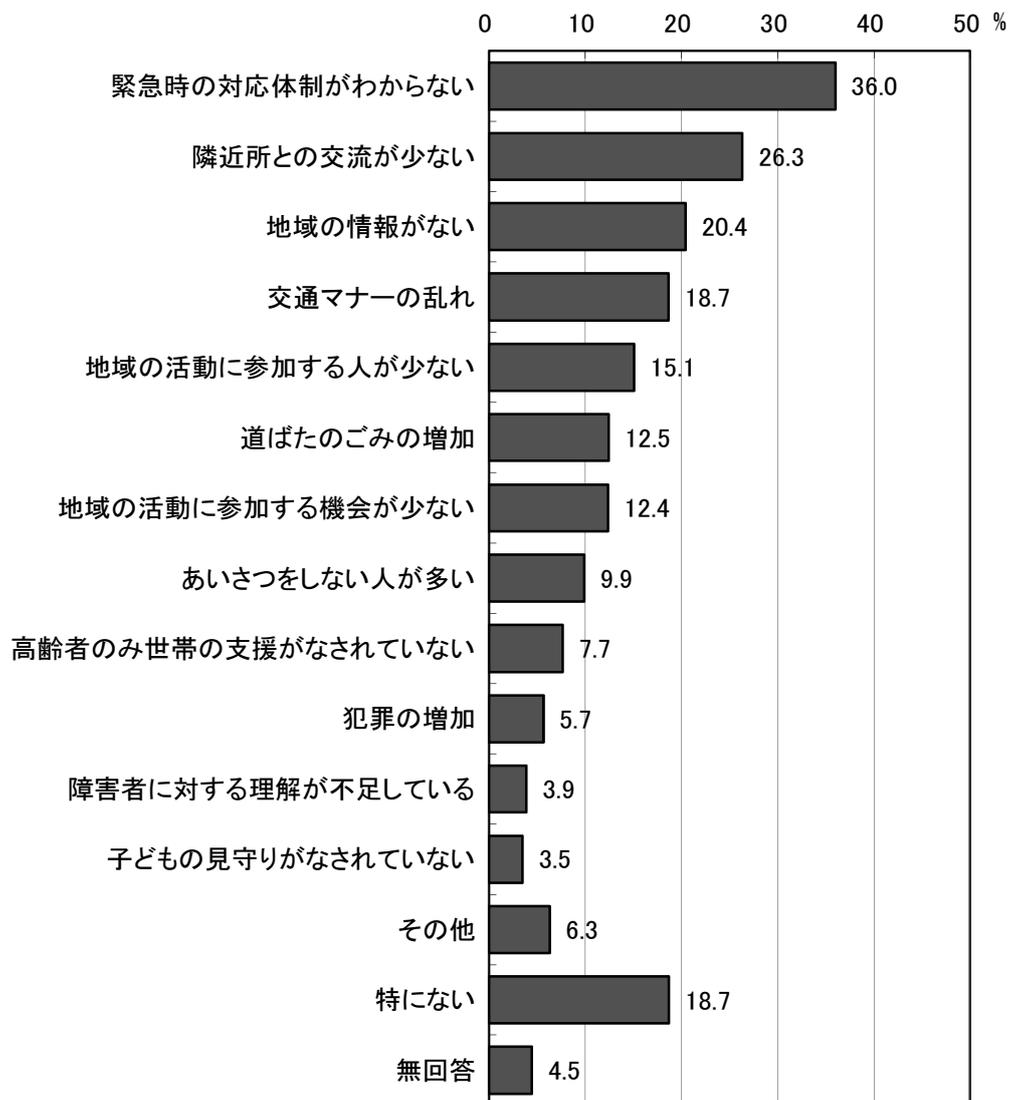
近所付き合いが必要だと感じるときは、「火災や地震などのとき」が最も多く、次いで「家を留守にするとき」「地域の活動に参加したいとき」となっています。



**問 14 現在、あなたの住んでいる地域の中で、どのようなことが問題だと思われますか。(あてはまるものすべてに○)**

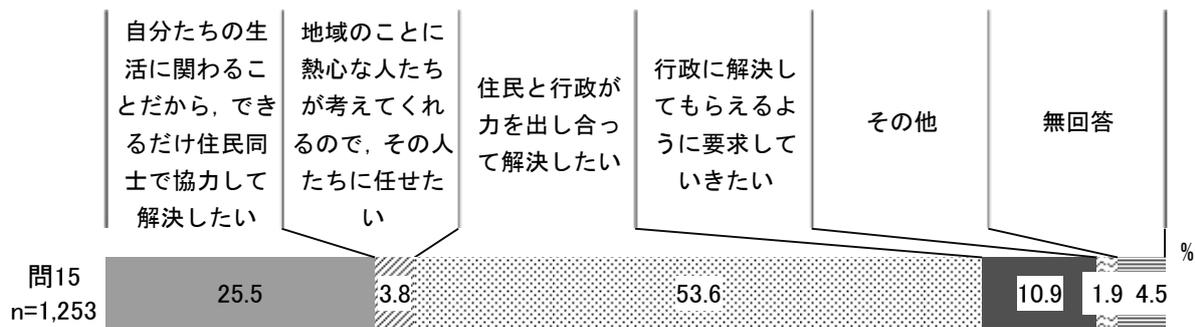
地域での問題点は、「緊急時の対応体制がわからない」が最も多く、次いで「隣近所との交流が少ない」「地域の情報が無い」が続いています。

問14 n=1,253



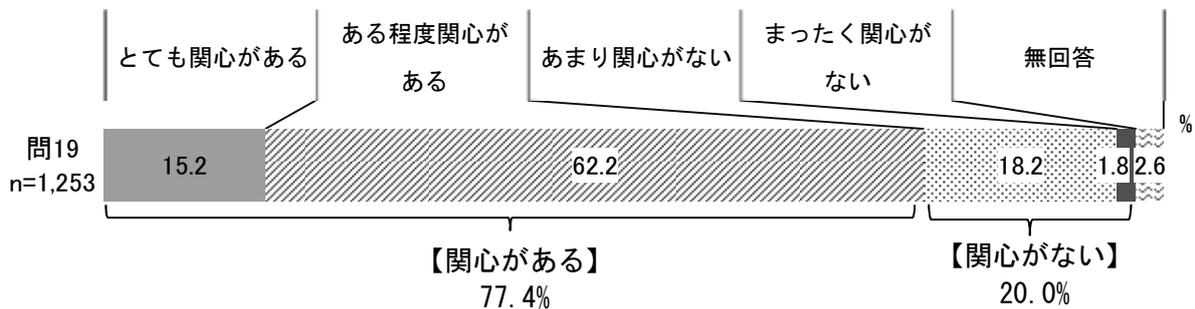
**問 15 日常生活の中で起こる問題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか。(あてはまるもの1つに○)**

日常生活の問題の解決方法としては、「住民と行政が力を出し合って解決したい」が半数を超え、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が続いています。



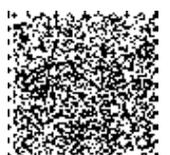
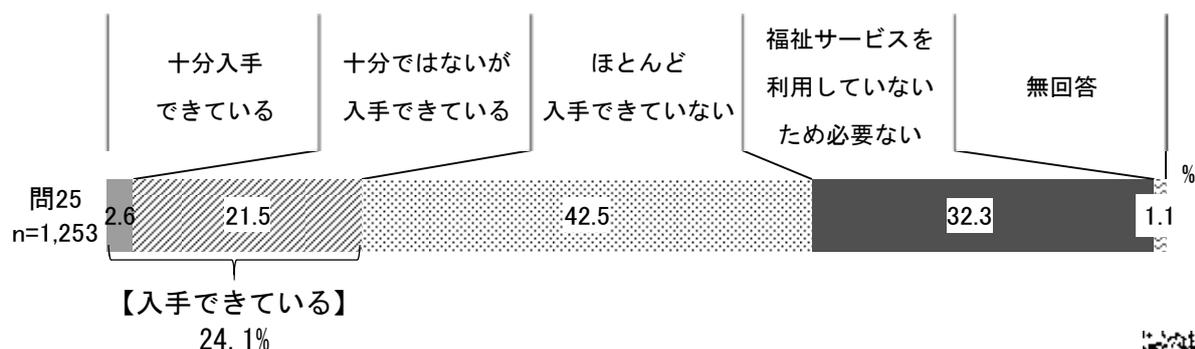
**問 19 あなたは「福祉」に関心をおもちですか。(あてはまるもの1つに○)**

「福祉」への関心については、「ある程度関心がある」「とても関心がある」をあわせた【関心がある】が77.4%となっています。



**問 25 あなたは現在、自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できていると感じていますか。(あてはまるもの1つに○)**

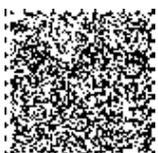
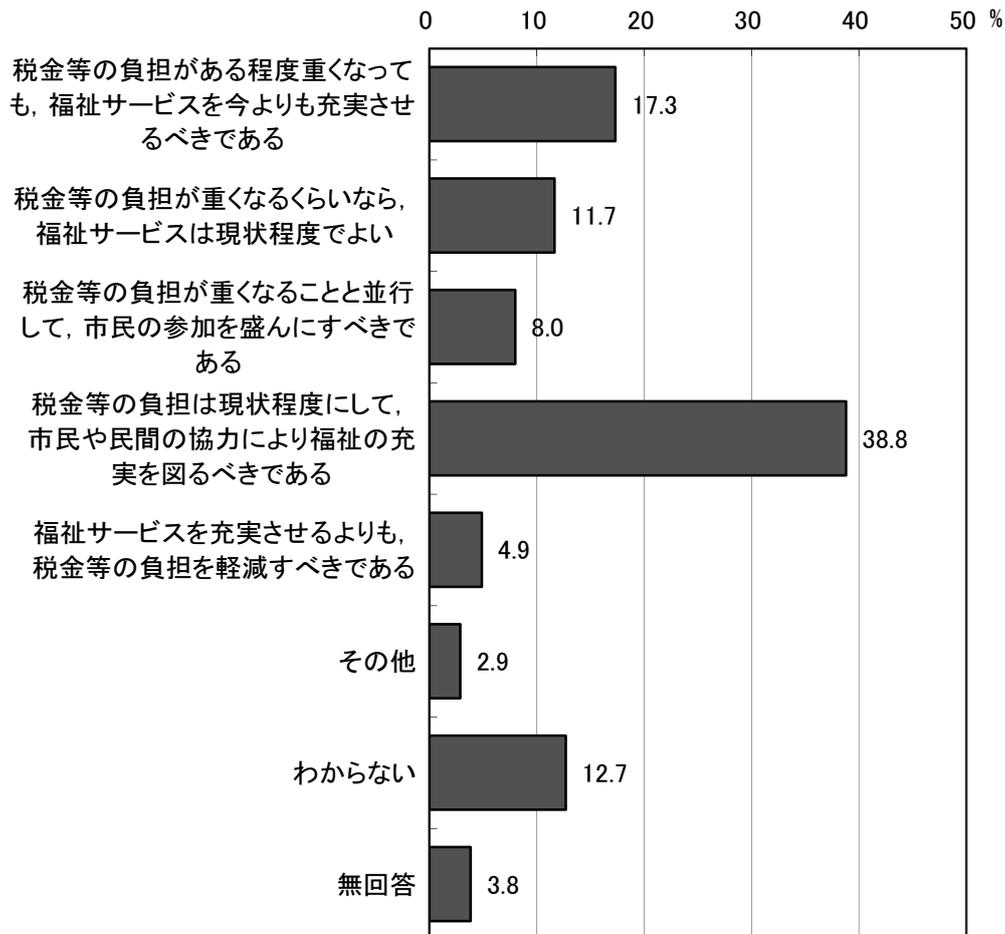
福祉サービスの情報入手については、「ほとんど入手できていない」が4割強を占め、「十分入手できている」人は極めて少なくなっています。



**問 28 福祉サービスの充実と税金等の負担について、どのように考えますか。**  
**(あてはまるもの1つに○)**

福祉サービスの充実と税金等の負担の関係については、「税金等の負担は現状程度にして、市民や民間の協力により福祉の充実を図るべきである」が約4割と多くを占めています。

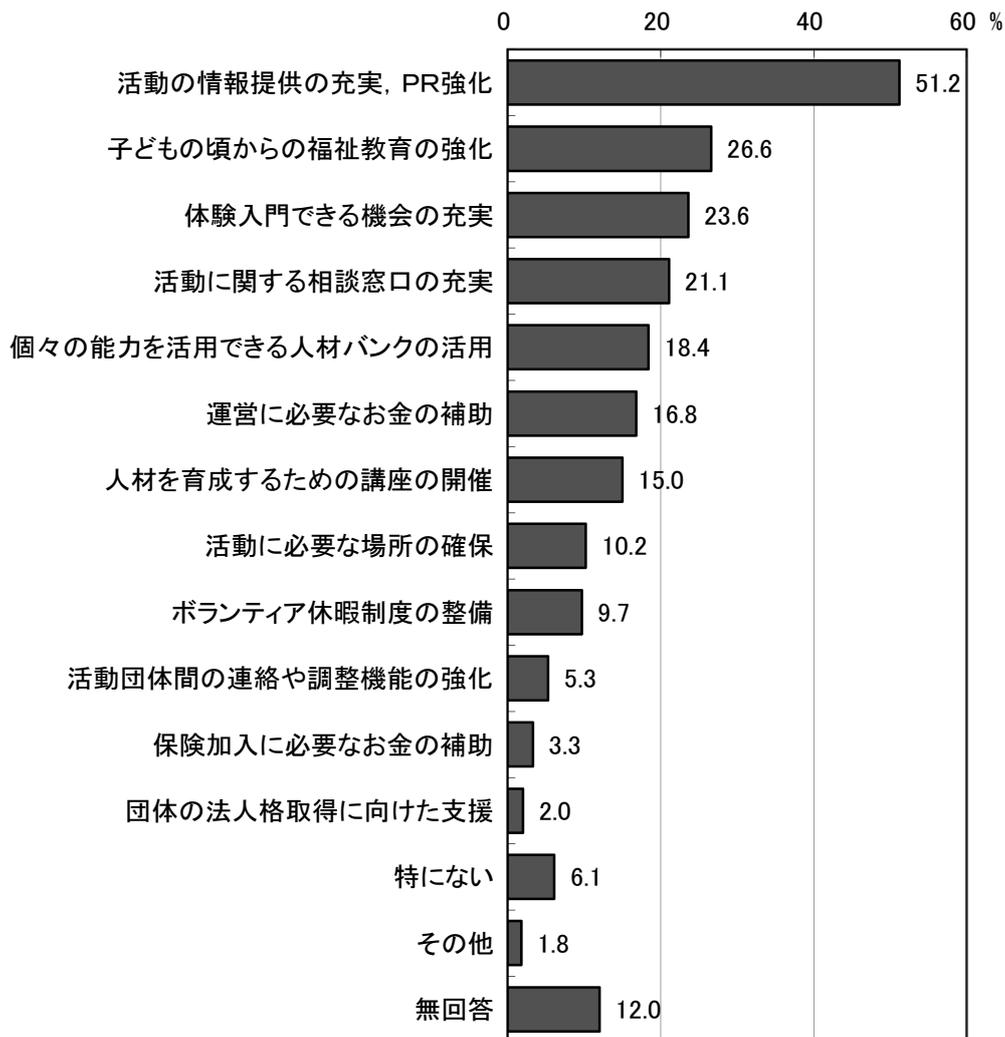
問28 n=1,253



**問 33 福祉に関するボランティア活動や助け合い活動を活性化するためにはどのようなことが必要だとお考えですか。(主なもの3つまでに○)**

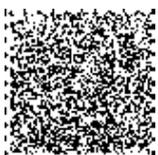
福祉活動の活性化に必要なことは、「活動の情報提供の充実, PR強化」が最も多く、「子どもの頃からの福祉教育の強化」「体験入門できる機会の充実」「活動に関する相談窓口の充実」などが比較的多くなっています。

問33 n=1,253



**問 37 国分寺市の福祉保健施策をより充実していくために、あなたが重要と考える取組はどれですか。(主なものを3つまでに○)**

市の福祉保健施策の充実に必要な取組については、「地域の支え合いのしくみづくり」が最も多く、「医療サービス体制の充実」「高齢者の在宅生活支援」「福祉サービスに関する情報の充実」「防犯・交通安全・防災体制の充実」「地域における身近な相談体制づくり」などが続いています。





## 10 用語解説

※ページ数は本文中の初出ページです

用語	解説
<b>アルファベット</b>	
NPO P4	「Non-profit Organization」の略で、民間の非営利組織のこと。福祉やまちづくり、環境の保全、国際協力、などの様々な社会貢献活動を行っている団体があります。NPO法人（特定非営利活動法人）は、市民活動団体の中で特定非営利活動促進法（通称NPO法）により法人格を取得した団体です。

<b>あ行</b>	
音声読み上げコード P43	文字情報を内包した二次元コードの一種で専用のコード読み取り機を使い、記録されている情報を音声で聞くことができます。「バーコード」が縦1方向に情報を持つのに対して、縦と横の2方向に情報を持っており、情報密度が高く日本語の記録も可能となっています。

<b>か行</b>	
虐待 P4	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為のこと。身体的虐待（殴る、蹴るなどの暴力的な行為）、性的虐待（わいせつ行為）、心理的虐待（暴言や脅迫など）、ネグレクト（食事を与えない、放置など世話の放棄）、経済的虐待（財産や年金を本人の同意なしに使うなど）があります。これらを防止・根絶するために、児童虐待防止法（平成12年改正）、高齢者虐待防止法（平成18年施行）、障害者虐待防止法（平成24年施行）などが制定されました。
協働 P5	地域の様々な課題を解決していくために、自治の担い手である市民や事業者等と市が、共通の目的を設定できる事柄について、対等な協力関係のもとに、それぞれができることを役割分担し、その実現に向けて協力して取り組むことをいいます。
権利擁護 P25	判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症高齢者や、知的障害者、精神障害者などが、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守られ、あたりまえに社会生活が営めるように、その能力に応じて、権利や生活基盤が社会制度・組織や専門家によって擁護されることをいいます。
権利擁護センターこくぶんじ P47	国分寺市社会福祉協議会が設置している、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する総合的な相談窓口。成年後見制度の利用に関する相談や、後見人等候補者の紹介、認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行っています。
コーホート要因法 P14	「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、「コーホート要因法」とは、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。





用語	解説
ここねっと P28	国分寺市社会福祉協議会で策定した、国分寺市地域福祉活動計画の中に位置付けられた小地域福祉活動の取組で、「こくぶんじ コミュニティ ネットワーク」の頭文字をとったもの。小学校区を範囲としており、地域の特性に合わせたコミュニティづくりを推進し、地域の中で横の繋がりを作れるイベントや情報交換の場を開催しています。
子ども家庭支援センター P31	子育てをしている保護者やお子さん、子育てに関わるすべての方のための施設で、0歳から18歳未満の子どもとその保護者が一緒に安心して過ごすことができる場所（親子スペース）です。また、子育てに関する悩みやお子さんに関する相談をはじめ、「ショートステイ」や「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」、「育児支援ヘルパー」のサービス提供をしています。
こどもの発達センターつくしんぼ P31	心身の発達に心配のあるお子さんや発達に遅れのある就学前（0～6歳）のお子さんを対象に、発達支援や保護者からの相談に対する指導助言を行う施設です。発達相談や就学前相談を受けており、家庭や地域で健やかに育つよう関係機関と連携しながら、お子さんの発達や子育てに関する総合的な支援を行います。お子さんの状況に応じて、専門の先生の相談、親子の遊びの教室、通園教室、集団指導など多彩な支援の場を提供しています。

さ行	
災害時要援護者 P1	災害時に自力で避難が困難な、「65歳以上で一人暮らしの方」「寝たきりで自力歩行が困難な方」「心身等に障害のある方」「その他の理由で支援を必要とする方（妊婦など）」。
災害時要援護者登録制度 P1	災害時に自力での避難が困難な方を対象に、地域の支援者（民生委員・児童委員、社会福祉協議会、国分寺消防署、国分寺市消防団、自治会・町内会など）が安否確認や避難の介助を行うための登録制度。平成25年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。
市民活動団体 P25	主に市内において公益的な活動（社会貢献活動）を行っている団体で、NPO、任意団体、ボランティア団体、自治会・町内会などがあります。市民活動の条件である、①不特定かつ多数の人の利益に寄与する公益性のある活動、②収益を関係者で配分せずに事業に使う非営利の活動、③参加者が自分の意思に反することなく自発的・自主的に参加をしている活動の3点を満たし、社会的な課題に取り組んでいる組織を指します。
市民後見人 P47	一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。 ＝社会貢献型後見人
社会福祉法 P8	社会福祉の目的・理念・原則と、対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。昭和26（1951）年に社会福祉事業法として制定され、平成12（2000）年に社会福祉法に改められ、大幅に改正されました。





用語	解説
社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会 P8	昭和41年3月8日に「国分寺市社会福祉協議会」を設立。昭和43年4月1日に法人化。略称で「社協（しゃきょう）」といいます。地域に暮らす住民や、民生委員・児童委員、各方面の関係機関と協力し、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動（各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など）を行っています。
社協 P37	⇒社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会を参照のこと。
手話通訳・要約筆記 P43	手話通訳は、手話を使って聴覚障害者と健聴者のコミュニケーションを仲介することをいい、異なる音声言語や手話言語を翻訳してコミュニケーションを仲介すること。要約筆記は、聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話の内容、会議の進行、講演の内容などをリアルタイムで文字通訳することを言います。人間の話言葉だけでなく、周辺の音声情報（例えば、放送での呼び出し、笑い声、チャイムの音等）も伝え、聞こえない人も聞こえる人も同じ場所で、同じ情報を共有し、その場に参加できるように文字にして伝えます。
障害者センター P31	国分寺市障害者センターは、指定管理者が運営する施設です。様々な事業を行っており、市内にお住まいの障害者や難病の方々の地域生活を支えるための各種相談や、交流サロン、理学療法士・言語療法士などによる機能訓練や生活に必要な技能を身につける支援、仲間づくりや自分らしい自立を目指し、陶芸やさそり織りなどのプログラムなどを行っています。
身体障害 P18	先天的あるいは後天的な理由で身体機能の一部に障害を生じている状態、あるいはそのような障害自体のことを指します。視覚障害、聴覚障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害(心臓機能障害)、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害、計12種類が含まれます。
心配ごと相談 P45	国分寺市社会福祉協議会で行っている事業で、民生委員・児童委員が相談員となり、市民からの心配ごと悩みごとなどを受けているよろず相談。相談者の負担軽減のため無料電話などを活用しています。
生活困窮者自立支援制度 P73	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。就労など自立に関する相談窓口を設置し、離職で住まいを失った人に家賃相当の給付金を支給します。平成25年12月13日公布。平成27年4月1日施行。
精神障害 P18	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の第5条では、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義されています。
成年後見制度 P25	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度。家庭裁判所が判断能力の十分でない人の後見人を選任する「法定後見」と、本人が将来の判断能力低下に備えてあらかじめ後見人を選び契約しておく「任意後見」があります。





用語	解説
<b>た行</b>	
第三者評価  P42	福祉サービス提供事業者のサービスの質を、第三者が一定の基準に照らして専門的、客観的に評価し、その結果を公開する制度。このことにより、サービスの質の向上に向けた事業者の自主的取組を促進するとともに、利用者が施設を選択しやすくなることが狙いとされます。評価結果は、東京都福祉サービス評価推進機構のホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」で公開されています。
第四次国分寺市長期総合計画  P5	平成19年度から28年度に市が取り組む施策の方向を示したもので、市の基本構想の中で示している将来像「健康で文化的な都市 住み続けたいまち、ふるさと国分寺」の実現に向けた、市の最上位の計画です。平成23年度で長期総合計画の前期5年が終了することに伴い、この間の環境の変化や計画の達成状況を踏まえ、24年度から28年度の後期基本計画を策定しました。
地域福祉活動計画  P8	社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や地域で福祉活動を行う組織、社会福祉事業者等が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。
地域福祉活動団体  P25	地域福祉に取り組む団体。自治会・町内会、民生委員・児童委員、市民活動団体、ボランティア団体、NPO、民間事業者など、様々な団体が地域福祉活動を行う団体として想定され、現在、地域福祉に取り組んでいない団体も含めて、地域福祉活動が活性化することが期待されています。
地域福祉権利擁護事業 （日常生活自立支援事業）  P46	市町村の社会福祉協議会等で実施しており、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行う事業。「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。
地域包括支援センター  P7	地域住民の心身の健康の維持や生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関です。高齢者への総合的な生活支援の窓口となっており、市町村又は市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士の専門職が配置されています。
知的障害  P18	知能を中心とする精神の発達が幼少期から遅れ、社会生活への適応に支障がある状態。①知的機能に制約があること。②適応行動に制約を伴う状態であること。③発達期に生じる障害であること。この3点で定義されますが、一般的には金銭管理、読み書き、計算など、日常生活や学校生活の上で頭脳を使う知的行動に支障があることを指します。以前は精神薄弱と呼ばれていましたが平成11年から、法令上は「知的障害」という用語に統一されました。
特殊詐欺  P52	面識のない不特定の者に対し、電話やその他の通信手段を用いて、預貯金口座へ振り込ませるなど、現金等をだまし取る詐欺のこと。大きく分けて「振り込め詐欺」と「振り込め類似詐欺」に分類され、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺、金融商品等取引名目の特殊詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目の特殊詐欺、異性との交際あっせん名目の特殊詐欺などを総称したものをいいます。





用語	解説
<b>な行</b>	
難病  P19	症例が少なく原因が不明で、治療方法が確立しておらず、生活面で長期に支障を来すおそれがある疾患のこと。経過が慢性になると、経済的な問題だけでなく介護などに人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担が大きくなります。平成 26（2014）年 5 月に「難病医療法」が成立したのを受け、医療費助成の対象となる疾患が、現行の 56 疾患から 306 疾患に大幅に拡大され、都道府県に拠点病院を置き、治療のための調査・研究が推進することになります。
二次避難所  P53	地区防災センターの避難所で生活が困難な要援護者に対して開設する避難所。国分寺市では、地域センター、福祉施設、図書館・公民館、市立保育園等を二次避難所として指定しています。
認可保育所  P16	児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された保育所。保護者が仕事や病気などの理由で小学校就学前の子どもを保育できない場合に、子どもを預かって保育します。
認知症  P4	脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能やその他の認知機能が低下したり、失われる状態のこと。一般に、記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障害がみられ、知覚、感情、行動の異常も伴うことが多くみられます。平成 17 年の改正介護保険法で、従来の「痴呆」という表現が改められました。
ノーマライゼーション  P6	障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動できることが社会の本来あるべき正常（ノーマル）な姿であるという考え方。
ノンステップバス  P50	乗客の乗降性を高めるために、客室の床面をほぼ全長にわたって低く設計し、乗降口との段差は小さく、もしくは段差をなくしてフラットにしたバス（床面地表高は概ね 350mm 以下）。この乗降口がフラットな形態では、補助スロープ板の使用により車椅子が乗降できる構造を採用することが多く、日本では、この乗降口の段差を無くした形態を「超低床バス（ちょうていしょうバス）」と呼ぶこともあります。

<b>は行</b>	
バリアフリー  P25	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいいます。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられています。
バリアフリー法  P50	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」で、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合する形で平成 18 年 6 月に制定されました。高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設や車両などに対する、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）が定められています。





用語	解説
避難行動要支援者 P1	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方のこと。平成 25 年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市に義務付けられました。 ⇒「災害時要援護者」及び「災害時要援護者登録制度」を参照のこと。
福祉サービス P1	国・都道府県・市町村の公的な制度や、民間事業者による福祉事業等。行政や法人格を有する団体・事業者が提供する高齢者福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、児童福祉サービスなどがあります。
福祉避難所 P53	寝たきりの高齢者、障害のある人、妊産婦など、一般の避難所では共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、市と福祉施設を運営する法人等による協定に基づき、市からの要請に伴い設置する避難所。
福ナビ P43	公益財団法人東京都福祉保健財団（東京都福祉サービス評価推進機構）の運営するインターネット上のホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」の略。福祉サービスを行っている事業者の経営力や組織を運営する力、サービスの内容などを専門家が評価する第三者評価を公表、そのほか各種制度の解説、福祉施設や事業所情報などが掲載されています。
法人後見 P47	社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が、成年後見人、保佐人、もしくは補助人（以下「成年後見人等」という。）になること。親族又は弁護士等の専門職後見人等が個人で成年後見人等になる場合と同様に、法人が本人の保護・支援を行います。一般的に法人後見では、法人の複数の職員が職務執行者として成年後見制度にもとづく後見事務を行いますので、長期的に後見事務を継続できるという利点があります。
保健センター P31	市民の健康の保持増進を図るため、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導などの保健に関する総合的な拠点施設。
ボランティア活動センターこくぶんじ P21	国分寺市社会福祉協議会が昭和 51 年から「ボランティア・コーナー」を設置し、平成 16 年 4 月に東元町に「ボランティア活動センターこくぶんじ」を開設。ボランティア活動の相談やコーディネート、講座の開催など、ボランティア活動の推進と支援を行っています。

ま行	
民生委員・児童委員 P1	都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

や行	
ユニバーサルデザイン P26	高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。「バリアフリー」が元々あったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のものであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の設計段階から、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって安全で快適、使いやすいことを目指す考え方のことをいいます。



用語	解説
要支援・要介護認定者  P17	介護保険制度において、支援や介護を要する状態であることを保険者に認定された被保険者。日常生活（身支度、掃除、洗濯、買い物等）を営むのに見守りや支援を必要とする状態を意味する「要支援認定」と、日常生活において介護を必要とする状態を意味する「要介護認定」の2種類の認定が別々に規定され、最も軽度の要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の介護度が設けられています。

ら行	
ライフステージ  P29	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいいます。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など、それぞれの段階に応じた節目となるできごとを経験することが多く、また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられます。



国分寺市地域福祉計画  
(平成 27 年度～平成 36 年度)

発行日 平成 27 年 9 月

編集・発行 国分寺市福祉保健部地域福祉課

〒185-8501 国分寺市戸倉 1 丁目 6 番地 1

電話 042-325-0111 (内線 565・566)

FAX 042-325-9026

E-mail [chiikihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:chiikihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp)

